



ご契約のしおり・約款



この保険は太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認ください。うえ、ご契約をお申込みいただきますようよろしくお願いいたします。

- ◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「太陽生命保険株式会社」をさします。
- ◆この商品を構成する普通保険約款の正式名称には「無配当」、「（低解約払戻金型）」および「（001）」がついていますが、当冊子においては、読みやすさを考慮し一部において記載を省略しております。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの2つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱いなどを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

目的別もくじ

保険用語について 知りたい

主な保険用語のご説明

1ページ



保険の特徴や しくみを知りたい

特徴としくみ

4ページ



終身認知症治療年金などの 請求について知りたい

終身認知症治療年金などの請求

6ページ



どういった場合に終身認知症治療年金 などが支払われるか知りたい

終身認知症治療年金などの
お支払い

11ページ

終身認知症治療年金など

保険料のお払い込みの 免除について知りたい

保険料のお払い込みの免除

17ページ



どういった場合に終身認知症治療年金 などが支払われないか知りたい

終身認知症治療年金などをお支払い
できない場合など

19ページ

終身認知症治療年金など

保障がいつから 開始するか知りたい

責任開始期について

25ページ



申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度(ご契約のお申込み
の撤回・ご契約の解除)

29ページ



保険料の負担を 減らしたい

保険の継続が困難なときの
方法について

39ページ



急にお金が必要になったとき

お金がご入用のときの
貸付制度(契約者貸付)
について

40ページ



契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について
43ページ

保険



払戻金

終身認知症治療年金などにかかる税金について知りたい

終身認知症治療年金などの
税法上のお取扱い 48ページ



ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	1
特徴としくみ	
【1】「たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)」の特徴としくみ	4
終身認知症治療年金などの請求	
【1】終身認知症治療年金などの請求方法	6
【2】指定代理請求特約について	9
終身認知症治療年金などのお支払い	
【1】お支払事由の発生時期	11
【2】主契約の保障内容	12
【3】特約の内容	16
【4】保険期間	16
【5】保険料期間	16
保険料のお払い込みの免除	
【1】保険料のお払い込みの免除について	17
終身認知症治療年金などをお支払いできない場合など	
【1】終身認知症治療年金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合	19
【2】お支払いできない場合などの事例	22
お申込みに際して	
【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」	25
【2】生命保険募集人の権限	25
【3】責任開始期について	25
【4】保険証券について	26
【5】ご契約にお申込みの際の留意事項	26
【6】告知に関する留意事項	26
【7】契約確認	28
【8】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除)	29
【9】新たな保険契約への乗換えについて	30
【10】個人情報のお取扱いについて	31
【11】本人特定事項等の確認について	31
【12】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	32
【13】当社の組織形態および株式会社の運営について	33
【14】「生命保険契約者保護機構」について	33
【15】「FATCA」(外国口座税務コンプライアンス法)	36

【16】「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」	37
【17】外国政府等において重要な公的地位にある方について	38

ご契約後について

【1】効力を失ったご契約の復活について	39
【2】保険の継続が困難なときの方法について	39
【3】お金がご入用のときの貸付制度（契約者貸付）について	40
【4】契約者配当金について	41
【5】受取人・住所などの変更や証券紛失	41
【6】ご解約と解約払戻金について	43
【7】被保険者または死亡給付金等受取人によるご契約の継続について	44
【8】ご契約後のお手続き・ご相談に関する窓口	44

税金について

【1】生命保険料控除について	46
【2】終身認知症治療年金などの税法上のお取扱い	48

免責事由一覧

【1】終身認知症治療年金などを支払わない場合	49
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合	50

約款をお読みいただくに際して

【1】約款をお読みいただくに際して	51
-------------------	----

約款

取扱総則規定約款

(この規定の趣旨).....	53
第1節 用語の定義	53
1.用語の定義.....	53
2.給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由	53
第2節 会社の責任開始期	53
1.会社の責任開始期.....	53
第3節 保険料の払込	54
1.保険料の払込.....	54
2.保険料の前納.....	55
3.保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	55
4.保険契約の復活.....	56
第4節 保険契約の解除等	56
1.詐欺による取消または不法取得目的による無効.....	56
2.告知義務および保険契約の解除	56
第5節 保険契約内容の変更	58
1.給付金額等の減額.....	58
2.保険期間の変更.....	58
3.保険料払込期間の変更.....	58
第6節 保険契約の更新	58
1.保険契約の更新.....	58
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更	60
1.保険期間が終身の保険契約への変更	60
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	61
1.保険料の振替貸付.....	61
2.保険契約者に対する貸付	61
第9節 契約者配当金	62
1.契約者配当金.....	62
第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人	62
1.保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更	62
2.保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者	63
3.保険契約者の住所または集金場所の変更	63
第11節 契約内容の登録	63
1.契約内容の登録.....	63
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続.....	64
1.給付金等の受取人による保険契約の存続	64

第13節 その他	65
1.被保険者の業務、転居および旅行	65
2.年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理	65
3.時効	65
4.管轄裁判所	65
5.デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込	65
6.給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則	66
7.情報端末による保険契約の申込等に関する特則	66
8.インターネットによる保険契約の申込等に関する特則	66
9.既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則	67

無配当終身認知症・生活介護年金保険(低解約払戻金型)(001)普通保険約款

(この保険の趣旨)	69
第1編 普通規定	69
1.用語の定義	69
2.保険契約の型	70
3.終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払ならびに免責事由	70
4.保険料の払込免除	75
第2編 共通規定	76
第3編 特別規定	77
1.保険料の払込方法(回数)	77
2.保険料の払込	77
3.告知義務および保険契約の解除	79
4.解約	81
5.払戻金	81
6.保険契約内容の変更	82
7.保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付	82
8.保険契約者または死亡給付金等受取人の変更	83
9.法令等の改正に伴う支払事由の変更	84
10.責任開始期前の器質性認知症該当による無効および型の変更	84
11.初回年金割増特則	85
認知症診断保険金特則	86
保険組立特約	105
指定代理請求特約	109
別表	89
請求書類	99

別表

1. 不慮の事故	90
2. 高度障害状態	90
3. 身体障害状態	91
13. 会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態…	93
14. 公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上	95
24. 薬物依存	95
30. 器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態	96
33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき	97

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類	100
② その他の請求に必要な書類	102
③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等	103



主な保険用語のご説明

あ行	
受取人 (うけとりじん)	死亡給付金・死亡一時金等を受け取る人をいいます。 例：死亡給付金・死亡一時金の受取人はご契約者が申込書で指定した方

か行	
解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。 解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
基準応当日 (きじゅんおうとうび)	契約基準日の月単位の応当日(月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日)のことをいいます。
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。 とくに月単位の契約応当日といったときは、各月の契約日に対応する日をさします。
契約基準日 (けいやくきじゅんび)	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
契約年齢 (けいやくねんれい)	被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：24歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
契約日 (けいやくび)	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。 ただし、指定契約を追加する場合、追加指定契約の契約日は、責任開始日と異なることがあります。
高度障害状態 (こうどしょうがいじょうたい)	被保険者が両眼の視力をまったく永久に失った場合など、約款に定められた、高度障害保険金等の支払対象や保険料の払込免除の対象となる状態のことです。
告知義務 (こくちぎむ) と 告知義務違反 (こくちぎむいはん)	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。 当社がおたずねした重要なことがらについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ行	
失効 (しっこう)	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、年金・保険金等を受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金があるときは、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。
指定代理請求人 (していだりせいきゅうにん)	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
支払事由 (しはらいじゆう)	年金等または認知症診断保険金をお支払いする要件をいいます。
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
責任開始期・責任開始日 (せきにんかいしき・せきにんかいしび)	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の年金・保険金等をお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から会社が積み立てておく準備金のことをいいます。
総則規定・総則別表 (そうそくきてい・そうそくべっぴょう)	取扱総則規定約款のことで、各保険における共通の取扱いについて規定したものです。また、総則別表とは、総則規定の別表をいいます。

た行	
第1回保険料充当金 (だいいつかいほけんりょうじゅうとうきん)	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
特約 (とくやく)	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできませんが、特約のみで契約することはできません。

な行	
認知症責任開始日 (にんちしょうせきにんかいしび)	契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日のことをいいます。

は行	
払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 (ふっかつ)	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みや告知・診査等が必要になります。
振替貸付 (ふりかえかしつけ)	保険料の払込猶予期間をすぎても保険契約が効力を失わないように、猶予期間満了時に、会社が保険料をお立て替え（貸付）する制度です。振替貸付ができる契約は、指定契約の種類や解約払戻金により異なります。
分割払 (ぶんかつばらい)	保険料の払込方法が月払の場合をいいます。
保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます（保険料払込期間とは一致しないこともあります）。

は行	
保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	保険会社と保険契約を締結し、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 (ほけんねんど)	契約日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・といいます。
保険料 (ほけんりょう)	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 (ほけんりょうはらいこみほうほう)	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の2通りがあります。払込方法（回数）には、月払・一時払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、集金扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱、店頭扱（持参払）などがあります。通常この2通りを組み合わせ、「口座月払」のような表示をします。
保険料払込猶予期間 (ほけんりょうはらいこみゆうよきかん)	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいたときは、保険契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。月払の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の末日までです。

ま行	
免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても、年金等または認知症診断保険金などをお支払いしない事由または保険料のお払い込みを免除しない事由をいいます。
無効 (むこう)	被保険者に書面で告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合には、保険契約者または被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、会社はこの保険契約を無効とします。払込保険料は告知に該当していた事実を契約者および被保険者がともに知らなかった場合には払い戻し、いずれかが知っていた場合には払い戻しません。

や行	
約款 (やっかん)	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款（各普通保険約款と取扱総則規定約款から構成されます）と特約条項があります。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

特徴としくみ

【1】「たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)」の特徴としくみ

1. 正式名称

- この保険の正式名称は無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）です。
販売にあたり「たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)」と呼んでいます。

2. 特徴

「たんぽぽ認知症年金保険（たんぽぽプラス）」（保険契約の型：Ⅱ型）

【本則】

- 被保険者が器質性認知症により会社所定の状態に該当したとき、以後、被保険者が生存している限り終身にわたって、終身認知症治療年金をお支払いします。
- 被保険者が所定の器質性認知症に該当せずに万一のことがあった場合死亡給付金を、第1回の終身認知症治療年金が支払われた後、被保険者が支払保証期間中に死亡した場合死亡一時金をお支払いします。
 - ※保障期間は一生涯です。
 - ※終身認知症治療年金・死亡一時金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
- この保険は、保険料払込期間中の解約払戻金額を低く設定することで、保険料を割安にしています。
 - ※保険料払込期間中にご契約を解約された場合の解約払戻金額は、解約払戻金額を低く設定しない場合の70%となります。

【特則】

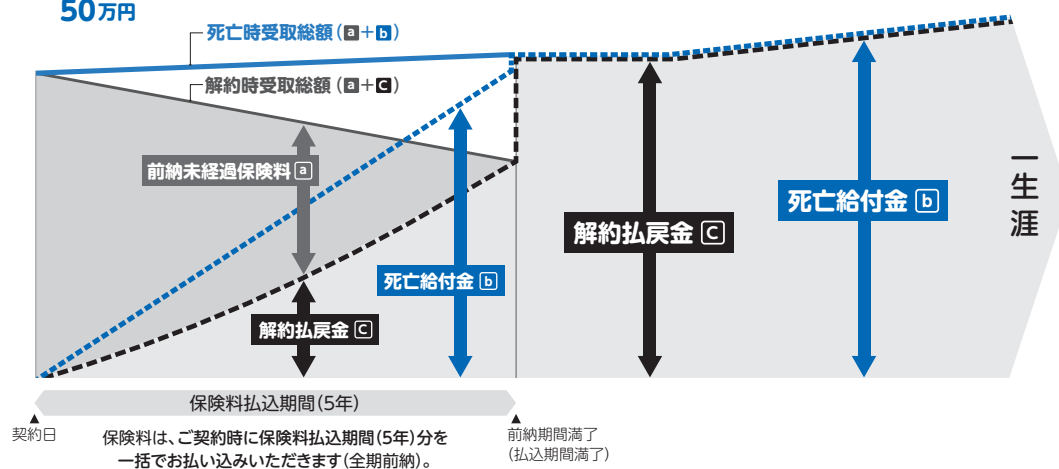
- 認知症診断保険金特則が付加されています。被保険者が認知症責任開始日（契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）以後、認知症責任開始日前を含めて初めて器質性認知症に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき認知症診断保険金をお支払いします。
- 認知症診断保険金の支払事由に該当した時の死亡給付金の支払金額が認知症診断保険金額を上回るときは、死亡給付金の支払金額から認知症診断保険金額を差し引いた金額を認知症診断保険金額に加算して支払います。

認知症診断保険金



50万円

年金の支払開始日以降、まだ年金支払日が到来していない支払保証期間中の年金は、一括受取も可能です。

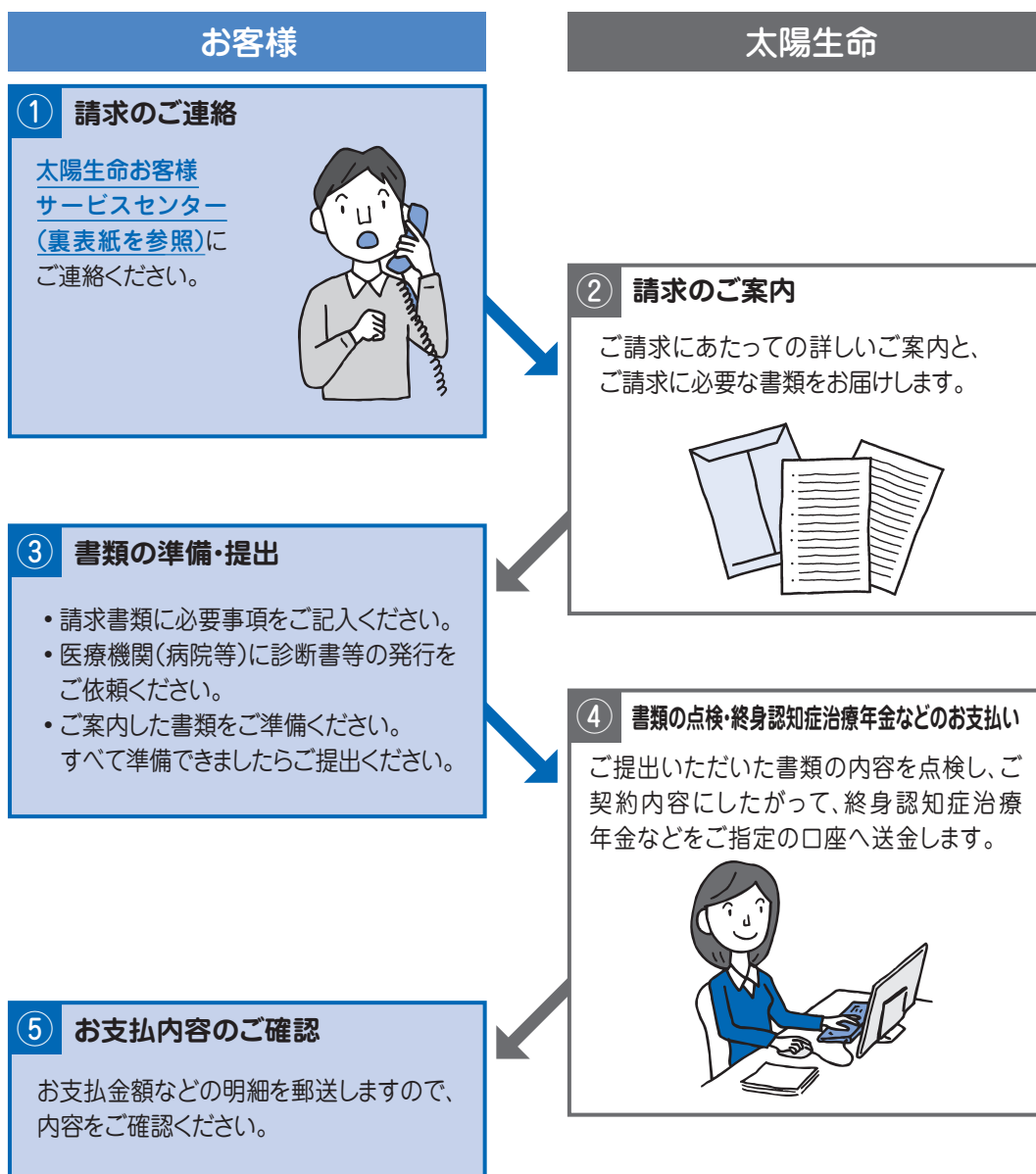


終身認知症治療年金などの請求

【1】終身認知症治療年金などの請求方法

1. ご請求手続きの流れ

- 被保険者が当社所定のお支払事由に該当されたり、亡くなられたりした場合、まずは太陽生命にご連絡ください。
- 終身認知症治療年金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、終身認知症治療年金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。



参照 19 ページ

終身認知症治療年金などをお支払いできない場合など

2. ご連絡をいただく前の確認

- 「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」（当冊子）をご用意ください。
- ご契約の保障内容にご不明な点がありましたら、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

3. 請求書類について

- 請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

4. お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

- 当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、終身認知症治療年金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。
※詳しくは、「終身認知症治療年金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

5. お支払いなどのご確認について

- 終身認知症治療年金などのお支払いなどのご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をさせていただきます。

6. 年金支払証書の発行

- 終身認知症治療年金の支払事由に該当したことにより第1回の年金をお支払いするときは、年金受取人に年金支払証書を発行します。

7. 終身認知症治療年金などのお支払時期について

- 終身認知症治療年金などは、必要な請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日から起算して、5営業日（*2）以内にお支払いします。
ただし、当社に提出された書類だけではお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。
これらの期間を経過して終身認知症治療年金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

（*1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（*2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（2020年4月現在）

- ・土曜日・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月30日から翌年1月4日まで

終身認知症治療年金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1)終身認知症治療年金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要とき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、死亡給付金等受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を終身認知症治療年金などの請求者に対してご連絡します。

※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき(当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は終身認知症治療年金などのお支払いはいたしません。

※保険料のお払込免除の請求についても、上記と同様のお取扱いとなります。

※詳しくは、約款の「終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

参照 74 ページ

普通保険約款
第10条

- 終身認知症治療年金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター

TEL：0120-97-2111（通話無料）

受付時間 月曜～金曜 9：00～18：00

土曜・日曜 9：00～17：00

（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

参照 65 ページ

取扱総則規定約款
第34条

参照 65 ページ

取扱総則規定約款
第34条

参照 109 ページ

指定代理請求特約

8. 終身認知症治療年金などの請求に関して訴訟となった場合

- 終身認知症治療年金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
- ※保険料のお払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

！ご注意

●時効について

終身認知症治療年金・解約払戻金などのお支払いおよび保険料のお払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

【2】指定代理請求特約について

- 被保険者が終身認知症治療年金などを請求できないつぎのような特別な事情（*）があるときに、**あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が終身認知症治療年金などを請求できます。**

（*）請求できない特別な事情

- ・傷害または疾病により終身認知症治療年金などの請求を行う意思表示が困難であること
- ・傷病名の告知を受けていないこと（がんの場合など） など

代理請求の対象となる終身認知症治療年金など	指定代理請求人の範囲
・被保険者が受け取る終身認知症治療年金など ・被保険者とご契約者が同一の場合の保険料のお払込免除	終身認知症治療年金などの請求時点において、つぎのいずれかに該当する1名の方 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方（*） (3) 被保険者の療養看護に努める方または被保険者の財産管理を行っている方（*） (4) (2)および(3)に掲げる方と同等の特別な事情がある方（*）

- （*）終身認知症治療年金などの請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、終身認知症治療年金などの受取人のために請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

- ・ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
- ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- ・指定代理請求人は、終身認知症治療年金などの請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
- ・指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や終身認知症治療年金などの支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類をご提出いただきます。

！ご注意

- 被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき終身認知症治療年金などをお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
 - ・支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、終身認知症治療年金などのお支払状況について事実を回答せざるをえないため
- 指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者が終身認知症治療年金などを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
- つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - ・故意に終身認知症治療年金などの支払事由を生じさせた者
 - ・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
 - ・故意に被保険者を終身認知症治療年金などの請求ができない特別な事情に該当させた者
 - ・故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

終身認知症治療年金などのお支払い

【1】お支払事由の発生時期

〔終身認知症治療年金〕

- 保険契約の責任開始期以後の保険期間中に生まれてはじめて器質性認知症と診断確定され、その状態が180日継続した場合にお支払いします。
- 責任開始期前にお支払事由に該当しても、終身認知症治療年金をお支払いすることはできません。
- 責任開始期に、認知症（軽度認知障害を含む）と診断または疑いがあると指摘されていた場合には契約を無効とし、終身認知症治療年金はお支払いしません。
 - ・ 契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず。
 - ・ 支払事由該当時に責任開始日から5年を経過している場合は支払います。また、告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険料を保険契約者に払い戻します。被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、保険料は払い戻しません。

〔認知症診断保険金〕

- 契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（認知症責任開始日）以後、初めて器質性認知症に該当したと医師により診断確定されたとき、認知症診断保険金をお支払いします。
- 認知症責任開始日より前にお支払事由に該当しても、お支払いすることはできません。
- 認知症責任開始日の前日までに、認知症（軽度認知障害を含む）と診断または疑いがあると指摘されていた場合には契約を無効とし、認知症診断保険金はお支払いしません。
 - ・ 契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず。
 - ・ 支払事由該当時に責任開始日から5年を経過している場合は支払います。また、告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険料を保険契約者に払い戻します。被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、保険料は払い戻しません。

【2】主契約の保障内容

1. 取扱総則規定約款

- この規定は、各保険に共通するお取扱いについてまとめたものです。各保険の主なお取扱いに関してはこの規定が適用されます。

- 主な内容

- ・ 会社の責任開始期
 - ・ 契約者配当金
- など

2. 無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）(001)

- 被保険者が器質性認知症に罹患し、その器質性認知症により意識障害のない状態において見当識障害が180日継続したと医師により診断確定されたときに終身認知症治療年金をお支払いします。
- 終身認知症治療年金の支払事由に該当せずに被保険者が保険期間中に死亡したとき、死亡給付金をお支払いします。
- 第1回の終身認知症治療年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間中の最後の認知症治療年金の支払前に死亡したとき、死亡一時金をお支払いします。

- 保障内容

名称	支払事由	お支払いする金額	受取人
終身認知症治療年金	(1)第1回の終身認知症治療年金 被保険者が、責任開始期前を含めて初めて器質性認知症に該当し、かつ、器質性認知症による太陽生命所定の状態（意識障害のない状態における見当識障害）がその該当した日から起算して継続して180日あるとき	基本認知症年金額	被保険者
	(2)第2回以後の終身認知症治療年金 第1回の終身認知症治療年金が支払われた場合で、第1回の終身認知症治療年金の支払事由が生じた日以後、被保険者が終身認知症治療年金支払日に生存しているとき		
死亡給付金	被保険者が、第1回の終身認知症治療年金が支払われずに死亡したとき	所定の死亡給付金額（＊1）	死亡給付金等受取人
死亡一時金	第1回の終身認知症治療年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間中の最後の終身認知症治療年金支払日前に死亡したとき	まだ終身認知症治療年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身認知症治療年金の一括前払金額と同額	

(※1) 死亡給付金額

終身認知症治療年金の死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

(1) 保険料払込期間中

$$(\text{終身認知症治療年金部分に対する月払保険料}) \times (\text{保険料の払込回数})$$

(注)

1. 上記の月払保険料は、口座振替扱保険料率によります。
2. 基本認知症年金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基本認知症年金額であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

(2) 保険料払込期間満了後

前号の金額と終身認知症治療年金部分の責任準備金のいずれか大きい金額と同額

● 年金の一括前払

終身認知症治療年金支払開始日以後、年金受取人は一括前払を請求することができます。

請求対象範囲	支払金額
・ 終身認知症治療年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ終身認知症治療年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身認知症治療年金の一括前払を請求することができます。	当社の定める方法により計算した金額をお支払いします。

※ 被保険者が、支払保証期間経過後の終身認知症治療年金支払日に生存しているときは、終身認知症治療年金を継続して支払います。

※ 終身認知症治療年金を一括前払した後は、終身認知症治療年金部分の死亡一時金を支払いません。

● 責任開始期前の器質性認知症該当による無効

保険契約の締結の際に、終身認知症治療年金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合には、保険契約者または被保険者の知、不知にかかわらず、終身認知症治療年金を無効とし、つぎの通りに取り扱います。

- (1) 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- (2) 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、上記保険料は払い戻しません。

● 解約払戻金

- ・ 保険契約を解約した場合は、解約払戻金をお支払いします。
- ・ 保険料払込期間中にご契約を解約された場合の解約払戻金額は、解約払戻金額を低く設定しない場合の70%となります。

●認知症診断保険金特則の保障内容

契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、認知症責任開始日前を含めて初めて器質性認知症に該当したと医師により診断確定されたとき、認知症診断保険金をお支払いします。

名称	支払事由	お支払いする金額	受取人
認知症診断保険金	・被保険者が認知症責任開始日（ただし、認知症責任開始日後に復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後、認知症責任開始日前を含めて初めて器質性認知症に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき	認知症診断保険金額	被保険者
死亡給付金	・被保険者が死亡したとき	所定の死亡給付金額（*2）	死亡給付金等受取人

（*2）死亡給付金額

認知症診断保険金特則部分の死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

（1）保険料払込期間中

$$（\text{認知症診断保険金特則に対する月払保険料}） \times （\text{保険料の払込回数}）$$

（注）

1. 上記の月払保険料は、口座振替扱保険料率によります。
2. 認知症診断保険金額の減額が行われた場合には、認知症診断保険金特則の締結時から、被保険者の死亡時の認知症診断保険金額であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

（2）保険料払込期間満了後

前号の金額と認知症診断保険金特則部分の責任準備金のいずれか大きい金額と同額

●責任開始期前の器質性認知症該当による無効（認知症診断保険金特則）

認知症診断保険金特則の締結の際に、認知症診断保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で求めた事項に該当していた場合または被保険者が告知のときからこの特則の認知症責任開始日の前日までに器質性認知症と診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知、不知にかかわらず、この特則を無効とし、つぎの通りに取り扱います。

- （1）告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、認知症診断保険金特則部分のすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- （2）告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、上記保険料は払い戻しません。
- （3）告知の時から認知症責任開始日前までに被保険者が器質性認知症と診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

●解約払戻金（認知症診断保険金特則）

認知症診断保険金特則のみの解約は取り扱いません。

- ・保険契約を解約した場合は、解約払戻金をお支払いします。
- ・保険料払込期間中にご契約を解約された場合の解約払戻金額は、解約払戻金額を低く設定しない場合の70%となります。

！ご注意

- 終身認知症治療年金・死亡一時金と死亡給付金は、重複してお支払いしません。
- 死亡給付金が支払われたときは、その支払後に第1回の終身認知症治療年金の請求を受けても、第1回の終身認知症治療年金をお支払いしません。ただし、終身認知症治療年金の支払保証期間に対する年金の現価に相当する金額が死亡給付金額より多くなるときは、死亡給付金の支払金額は、終身認知症治療年金の支払保証期間に対する年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 第1回の終身認知症治療年金の支払事由に該当したときの終身認知症治療年金部分の死亡給付金の支払金額が終身認知症治療年金の一括前払金額を上回るときは、終身認知症治療年金部分の死亡給付金の支払金額から終身認知症治療年金の一括前払金額を差し引いた金額を第1回の終身認知症治療年金に加算して支払います。
- 認知症診断保険金の支払事由に該当したときの死亡給付金の支払金額が認知症診断保険金額を上回るときは、死亡給付金の支払金額から認知症診断保険金額を差し引いた金額を認知症診断保険金額に加算して支払います。

【3】特約の内容

1. 保険組立特約

- 保険契約者が同一である主契約（以下「指定契約」といいます）の保険料をまとめてお払い込みいただくなど同じお取扱いを行うことができる特約です。

2. 指定代理請求特約

- 被保険者が終身認知症治療年金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が終身認知症治療年金などを請求することができる特約です。詳しくは「終身認知症治療年金などの請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

参照 109 ページ

指定代理請求特約について

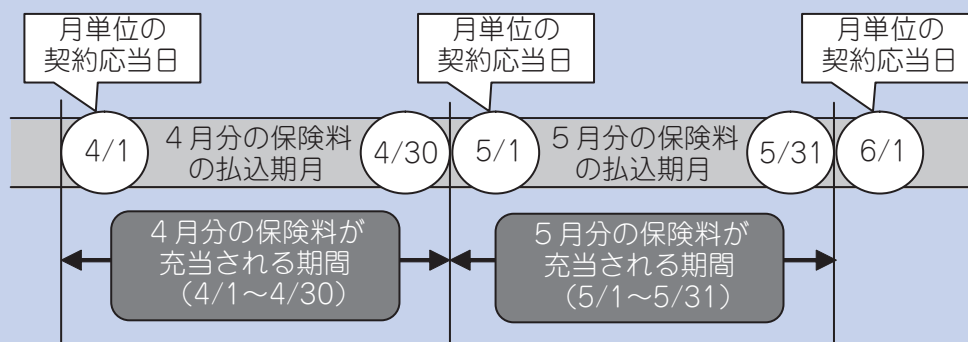
【4】保険期間

保険期間は終身です。

【5】保険料期間

払込期月ごとの契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間（この期間のことを「保険料期間」といいます）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込むものとして計算されています。なお、「たんぽぽプラス」の場合、払込方法は全期前納のみとなります。全期前納とは、当月分を含めて最終払込期月分までの保険料すべてを払い込む方法です。保険料は会社の定める利率で割引かれます。保険期間の途中で解約した場合、未経過分の保険料は払い戻されます。

（例）月払契約で、月単位の契約応当日が1日の場合



保険料のお払い込みの免除

【1】保険料のお払い込みの免除について

被保険者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかの状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
所定の高度障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
不慮の事故による所定の身体障害状態	●所定の不慮の事故（*）による傷害を直接の原因として、所定の身体障害状態になられたとき

（*）対象となる不慮の事故については、総則別表1の「不慮の事故」をご覧ください。

1. 所定の高度障害状態について

- 保険料のお払い込みを免除する場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、総則別表2の「高度障害状態」をご覧ください。

2. 所定の身体障害状態について

- 保険料のお払い込みを免除する場合の「所定の身体障害状態」とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、総則別表3の「身体障害状態」をご覧ください。

3. 不慮の事故による傷害について

- 不慮の事故による傷害を原因とする場合は、その事故の日から起算して180日以内に保険料の払込免除事由に該当した場合にかぎります。

4. 保険料のお払込免除事由の発生時期について

- 保険料のお払込免除の対象となる保険料の払込免除事由は、保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険料払込期間中に原因が発生したものにかぎります。
ただし、保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前の傷害または疾病により、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられた場合でも、当社のご契約の締結または復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは、保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病により、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられたものとみなして取り扱います。

参照 90 ページ

総則別表 1

参照 90 ページ

総則別表 2

参照 91 ページ

総則別表 3

- ・ ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
- ・ 原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき
 - ・ 保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
 - ・ 保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合（*）
- （*）異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・ 保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合
- 保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）前または保険料払込期間満了後に保険料の払込免除事由に該当しても、保険料のお払い込みを免除することはできません。

5. 年金、保険金の支払事由に該当した場合について

- 認知症診断保険金を支払った場合、認知症診断保険金特則の保険料の払い込みは不要となります。
- 終身認知症治療年金が支払われた場合、保険契約全体の保険料の払い込みが不要となります。

！ ご注意

- 責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になられた場合などには、保険料のお払い込みを免除できることがあります。

終身認知症治療年金などをお支払いできない場合など

【1】終身認知症治療年金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

終身認知症治療年金などのお支払いや保険料の払込免除は、約款の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように終身認知症治療年金などをお支払いできない場合や保険料のお払い込みが免除できない場合があります。

1. 支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合

- 終身認知症治療年金などのお支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ◆器質性認知症による太陽生命所定の状態に該当した日から起算して、その状態が180日継続しなかったとき

2. 支払事由に該当しても終身認知症治療年金などをお支払いできない場合

- 支払事由に該当しても終身認知症治療年金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・約款に規定された**免責事由**（終身認知症治療年金などを支払わない場合など）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

3. 責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

- 責任開始期前に原因が生じたことにより、保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ◆当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
 - ※ただし、責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた原因によるものとみなして取り扱います。
 - ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
 - ・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

参照 69 ページ

普通保険約款
第1編

参照 49 ページ

免責事由一覧

- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
- ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
- ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

4. 告知義務違反による解除の場合

- 告知義務違反による解除により、終身認知症治療年金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
 - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき
- ※ただし、告知義務違反の対象になった原因と終身認知症治療年金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、終身認知症治療年金などをお支払いします。

参照 79 ページ

普通保険約款
第24条

5. 重大事由による解除の場合

- 重大事由による解除により、終身認知症治療年金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ①ご契約者または受取人等が終身認知症治療年金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき
 - ②受取人に終身認知症治療年金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
 - ③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
 - ④他の保険契約との重複により終身認知症治療年金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
 - ⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき
- ※上記の事由が生じた以後に、終身認知症治療年金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じたときは、当社は終身認知症治療年金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、死亡給付金などの受取人が複数の場合、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた死亡給付金などを除いた額を、他の受取人に支払います）。当社は、すでに終身認知症治療年金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。

参照 80 ページ

普通保険約款
第26条

参照 56 ページ

取扱総則規定約款
第10条

- (※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは終身認知症治療年金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6. 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

- 詐欺による取消または不法取得目的による無効により、終身認知症治療年金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
 - ・ ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・死亡給付金等受取人に詐欺行為があったものと認められるとき(詐欺による取消)
 - ・ 終身認知症治療年金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結(復活)されたものと認められるとき(不法取得目的による無効)
- ※ 詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

※ 終身認知症治療年金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

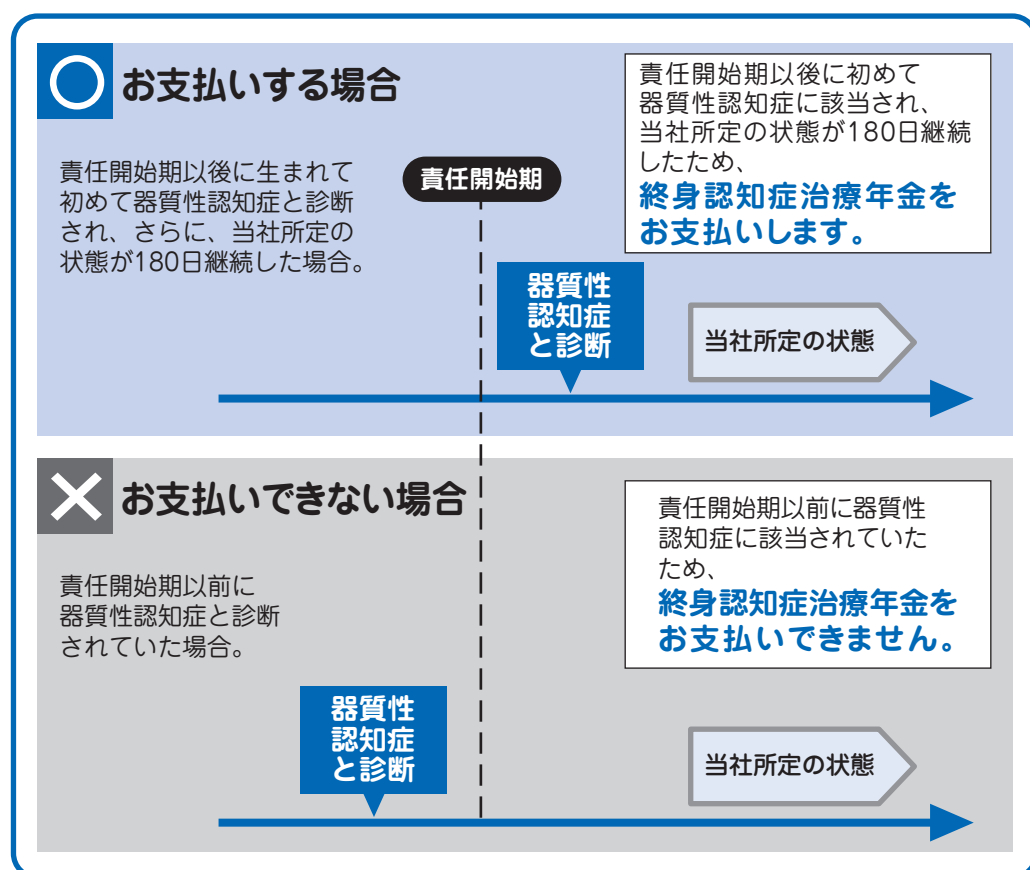
【2】お支払いできない場合などの事例

- 終身認知症治療年金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、「お支払いする場合」の例でも、「【1】終身認知症治療年金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは終身認知症治療年金などをお支払いできないことがあります。

事例1 責任開始期と器質性認知症の診断時期（終身認知症治療年金）

参照 25 ページ

責任開始期について



- 終身認知症治療年金は、生まれて初めて器質性認知症と診断され、「器質性認知症による当社所定の状態」が180日継続したときにお支払いの対象となります。したがって、責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に器質性認知症と診断されていた場合は、お支払いできません。
- 終身認知症治療年金は責任開始期前に認知症（軽度認知障害を含む）と診断または疑いがあると指摘されていた場合には無効とし、終身認知症治療年金はお支払いしません。
 - ・契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず。
 - ・支払事由該当時に責任開始日から5年を経過している場合は支払います。

事例2 終身認知症治療年金のお支払い

○ お支払いする場合

生まれて初めて器質性認知症と診断され、さらに、意識障害のない状態で見当識障害が180日継続したと診断された場合。



器質性認知症による当社所定の状態に該当されているため、
終身認知症治療年金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

器質性認知症と診断されたが、時間・場所・人物の認識は可能であり、見当識障害の診断がされていない場合。



器質性認知症による当社所定の状態に該当されていないため、
終身認知症治療年金をお支払いできません。

- 「器質性認知症による当社所定の状態」とは、器質性認知症かつ意識障害のない状態において見当識障害があると医師により診断確定されたときをいいます。
- お支払い対象となる認知症には、「アルツハイマー型認知症」や「血管性認知症」などの「器質性認知症」が該当します。「アルコール性認知症」「器質性健忘症候群」などの「器質性認知症」以外の認知症は、お支払いの対象にはなりません。

事例3 認知症診断保険金のお支払い

○ お支払いする場合

契約日から91日目（認知症責任開始日）に器質性認知症と医師に診断確定されたとき



約款に定める支払事由に該当するため、
認知症診断保険金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

契約日から60日目で器質性認知症と医師に診断確定されたとき



約款に定める支払事由に該当しないため、
認知症診断保険金をお支払いできません。

- 認知症診断保険金特則の認知症責任開始日
認知症診断保険金特則の認知症責任開始日は「契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日」です。
- 認知症責任開始日前に診断確定された場合、特則は無効となります。

○ お支払いする場合

告知書の質問事項にすべて正しく告知（記入）されてご加入し、1年後に脳卒中で亡くなられた場合。



ご契約に際して、告知義務違反がないため、**死亡給付金・死亡一時金**をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

ご契約前に慢性C型肝炎で通院していることを告知書で正しく告知されずにご加入し、その1年後に慢性C型肝炎を原因とする肝ガンで亡くなられた場合。



告知義務違反により契約は解除となり、**死亡給付金**はお支払いできません。

○ご契約に際し、ご契約者や被保険者が、当社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して2年以内であればご契約を解除し、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。（責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して2年を経過していても、2年以内に死亡給付金などの支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。）

○ご契約が解除された場合には、解約払戻金をご契約者にお支払いしますが、多くの場合、解約払戻金は払い込まれた保険料の総額よりも少なくなります。

○生命保険募集人（募集代理店の担当者）に口頭でお話しされただけでは告知したことにはならず、告知義務違反でご契約が解除となる場合があります。

参照 56 ページ

取扱総則規定約款
第12条

お申込みに際して

【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」

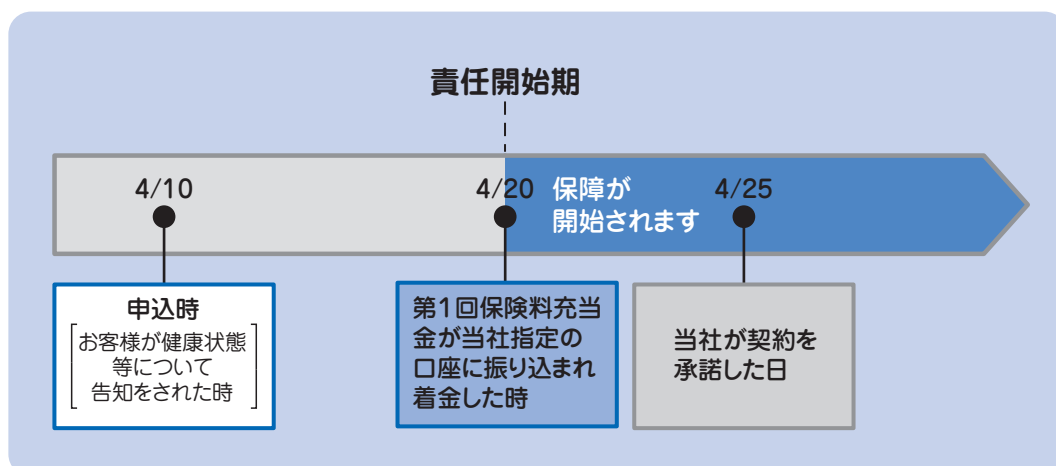
- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【2】生命保険募集人の権限

- 生命保険募集人（募集代理店の担当者）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

【3】責任開始期について

- お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、第1回保険料充当金の受取および告知がともに完了した時から保障を開始します。
なお、第1回保険料充当金は、当社指定の口座に振り込まれ着金した時から受け取ったものとして取り扱います。
- 責任開始期について図示するとつぎのとおりです。



参照 53 ページ

取扱総則規定約款
第3条

●認知症診断保険金特則の認知症責任開始日

認知症診断保険金特則の認知症責任開始日は「契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日」です。

【4】保険証券について

- ご契約のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。
保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
- 保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【5】ご契約にお申込みの際の留意事項

- お申込みの契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身が申込書を十分ご確認のうえ署名し、お手続きください。
- この保険は、第1回保険料充当金の払込方法のお取扱いを「金融機関等の当社の指定した口座に送金することにより払い込む方法」に限定しておりますので、第1回保険料充当金は、当社指定の口座にお振込みください。

！ご注意

- 生命保険募集人による保険料の受領は取り扱いません。
- 当社からは領収証を発行いたしませんので、金融機関から発行される振込金受領書を保管してください。

【6】告知に関する留意事項

1. 告知の重要性

- ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、ご契約者・被保険者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態が良くない方が無条件に契約されまると、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項について、事実をありの

参照 56-57 ページ

取扱総則規定約款
第11条、12条、14条

ままだに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人（募集代理店の担当者）には告知受領権がないので、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で告知書にご記入ください。

2. 正しく告知されない場合のデメリットについて

- 告知いただくことから、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（契約日・復活日など）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- ・責任開始日（契約日・復活日など）から2年を経過していても、終身認知症治療年金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ・ご契約を解除した場合には、たとえ終身認知症治療年金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません（ただし、「終身認知症治療年金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、終身認知症治療年金などをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することがあります）。この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、終身認知症治療年金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、終身認知症治療年金などをお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・責任開始日（契約日・復活日など）からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります）。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

〔具体例〕

	告知義務違反	告知義務違反の内容が特に重大な場合（詐欺による取消）
具体的な内容 （例）	2ヵ月前に医師により入院を すすめられていたことを告知 しなかった。	加入直前に、胃がんと診断 （本人了知）され、手術した ことを、故意に（わざと）告 知しなかった。
解除・取消される 期間	責任開始日（契約日・復活日 など）から2年以内	責任開始日から2年以上経過 していても取消となること があります。
解除・取消した ときの終身認知 症治療年金など	お支払いできません。 （ただし、支払事由と解除原因 に因果関係がなければお支払い することがあります）	お支払いできません。

	告知義務違反	告知義務違反の内容が特に重大な場合（詐欺による取消）
お払い込み いただいた 保険料	お返ししません。 （解約払戻金をお支払いします）	お返ししません。 （解約払戻金もお支払い しません）

- 責任開始期前の器質性認知症該当による無効についてはP13・14をご覧ください。

！ご注意

- 新規加入時のほか、つぎのような場合にも告知が必要です。
 - ・他の保険契約からの乗換え
 - ・復活時

- 告知に関するお問い合わせ窓口
「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社 契約査定課

TEL：0120-506-376（通話無料）

受付時間：月曜～金曜 9：00～17：00

（土日・祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

3. 当社が告知義務違反による解除ができない場合

- つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。
 - ・保険契約締結の際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - ・生命保険募集人（募集代理店の担当者）が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようにすすめたとき

参照 57 ページ

取扱総則規定約款
第13条

【7】契約確認

- 当社では委託した業務士などが、ご契約のお申込後にご契約のお申込内容や告知内容などについてご確認させていただく場合があります。

【8】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

■生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

- お申込者またはご契約者（以下「お申込者等」といいます）は、つぎのいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

〈第1回保険料充当金を当社指定口座へお振込みいただいた場合〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①保険契約の申込日②「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」（*1）の交付日③第1回保険料充当金が太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した日 |
|--|

（*1）保険契約の申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

- お申込みの撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書（*2）・はがき）により太陽生命契約課あてに、つぎの事項をご記入のうえ、発信してください。

〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1 太陽生命保険株式会社 契約課 行
--

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①お申込みの撤回等をする旨②商品名・申込番号③取扱代理店名（金融機関名・支店名）・申込日④お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）⑤返金先口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人*3） |
|--|

（*2）個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

（*3）返金先口座はお申込者（ご契約者）の本人口座に限ります。

ご記入例

太陽生命保険株式会社 行

① 私は下記の保険契約の申込みの撤回を行います。

② 商品名 ○○○○
 申込番号 ○○○○R○○○○○

③ 取扱代理店名 ○○○○ ○○支店
 申込日 ○月○日

④ 住所 ○○県○○市○○町○-○-○
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

申込者（契約者） ○○ ○○

お申込者（ご契約者）ご自身
 がご署名ください。

⑤ 返金先口座 ○○銀行○○支店
 普通○○○○○○○
 □座名義人○○○○○

- お申込みの撤回等をされた場合には、お申込者等がすでに当社にお払い込みいただいた金額があるときは、その金額をお返しします。
- 当社はお申込者等に対し、お申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に終身認知症治療年金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が終身認知症治療年金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ご注意

- つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
 - ①債務履行の担保のための保険契約
 - ②既存の保険契約の内容変更（基本認知症年金額の減額など）に関する取扱い

【9】新たな保険契約への乗換えについて

現在ご加入の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されているお客様は、以下の事項にご留意ください。

●現在ご加入の保険契約を解約・減額する際の留意事項

- ・多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。とくに、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです（一時払の場合を除きます）。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失うなど、ご契約者にとって不利益となる場合があります。

●新たな保険契約を申し込む場合の留意事項

- ・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の告知内容などによりお断りすることがあります。また、正しく告知をされなかった場合には、保険契約が解除・取消となることもあります。

- ・新たにお申込みの保険契約の保険料については、お申込みの際の被保険者の年齢により計算されます。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在ご契約の保険契約と異なることがあります。
- ・新たな保険契約の責任開始日から起算して2年以内に被保険者が自殺した場合などは、死亡給付金をお支払いしません。
- ・詐欺による保険契約の取消の規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

【10】 個人情報のお取扱いについて

- 当社は、お客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。

詳しくは、「特に重要なお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」または当社ホームページをご確認ください。

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※当社の個人情報保護に関する方針については、当社のホームページ
(<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>)をご覧ください。

！ ご注意

- 上記の内容は2020年4月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【11】 本人特定事項等の確認について

- 当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【12】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

- 当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

【13】 当社の組織形態および株式会社の運営について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【14】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

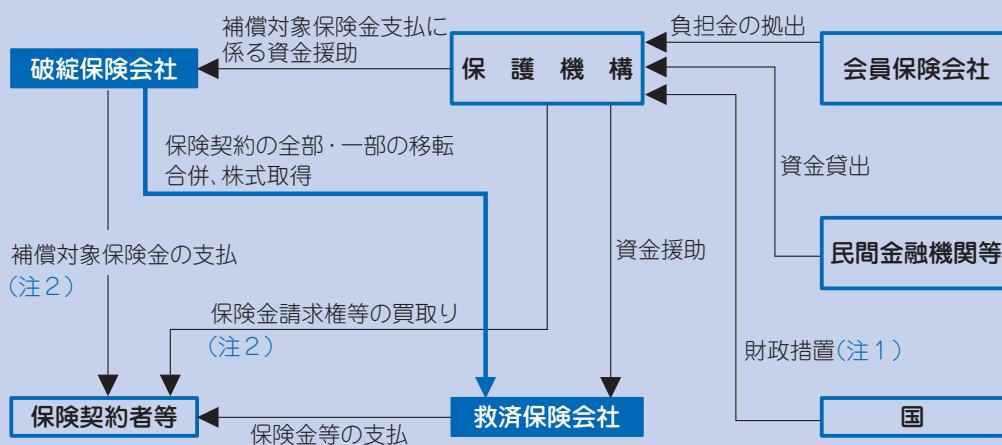
- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の

条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

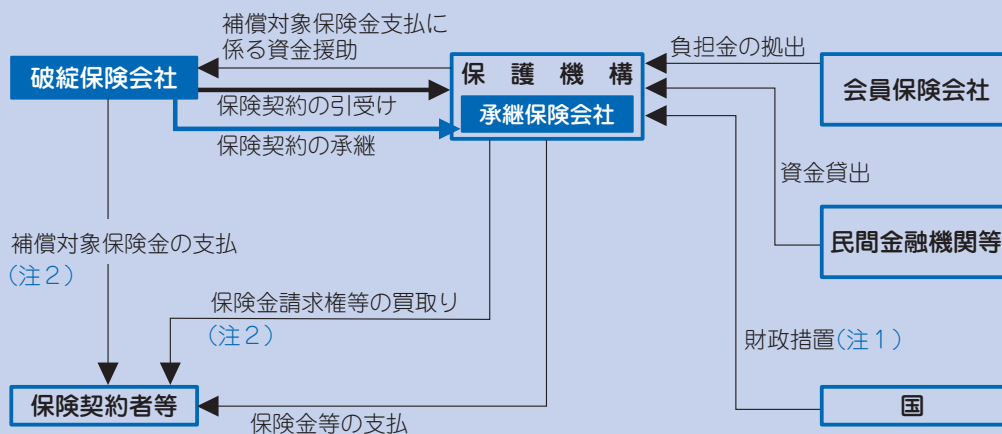
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- （※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- （※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- 高予定利率契約の補償率
- $$= 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$
- （注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
- （注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- （※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- （※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



（注1）上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（*2）に記載の率となります。）

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ファトカ 【15】「FATCA」(外国口座税務コンプライアンス法)

2014年7月より、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」による確認手続きが開始されています。FATCAとは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客様が米国納税義務者であるかを確認することを求める法律です。

生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明（※1）にもとづき、お客様が生命保険契約のお申込みをする際などに米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁あてにご契約情報等の報告を行っております。

（※1）国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力および理解に関する声明(2013年6月発表)

FATCA におけるお客様への確認手続きについて

1. FATCAの確認手続きとは？
当社では、お客様が所定の米国納税義務者（米国籍保有者・米国居住者）であるかを確認するため、生命保険契約のお申込み時に、つぎのお手続きをお願いしております。 ①日本が唯一の税法上の居住地国かどうかをお客様ご自身に申告いただきます。 ②お客様が所定の米国納税義務者である場合、米国納税者番号を書類（様式W-9）へご記入のうえ、米国内国歳入庁への「報告に関する同意書」に自署いただきます。
2. 所定の米国納税義務者とは？
所定の米国納税義務者とは、米国税法上の納税義務がある米国籍保有者、米国居住者（※2）です。 （※2）米国での滞在期間が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と、前々年の日数の6分の1に相当する日数も加算します。 また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。
3. 契約成立後にFATCAによるご確認手続きが必要となるケースは？
ご契約が成立した後も、主につぎの場合に確認手続きが必要となります。 ①ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時 等 ②米国への移住など、ご契約者の状況が変化した場合（※3） （※3）ご契約期間中に、渡米等により所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、太陽生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。
4. FATCAの確認手続きに応じただけない場合は？
FATCAの確認手続きに応じただけない場合、また米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、生命保険契約のお申込みをお受けすることができません。 また、ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時であれば、米国内国歳入庁の要請により、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとなっています。

◆FATCAにもとづき当社が取得したお客様の個人情報は、FATCA上の目的にのみ使用します。

【16】「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、2017年1月1日より、一定の生命保険契約へのお申込みをする際などに、お客様の氏名・住所、居住地国等を記載した届出書を生命保険会社へご提出いただくことがお客様に義務付けられております。

生命保険会社は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁（所轄の税務署長）に報告することが義務付けられております。

1. 届出書の提出とは？

当社では、生命保険契約のお申込み時につぎの届出をお願いしております。

- ①日本が唯一の税法上の居住地国かどうかをお客様ご自身に申告いただきます。
- ②お客様が外国納税義務者である場合、納税義務を有する居住地国、納税者番号等を届出書にご記入のうえご提出いただきます。

2. 税法上の居住地国とは？

税法上の居住地国とは、以下の①および②のように判断されますが、お客様ご自身の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ①日本に住所等を有する方は日本（※4）
- ②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により所得税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国（※4）
（※4）上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

3. 契約成立後に届出書の提出が必要となるケースは？

ご契約が成立した後も、主につぎの場合に届出書のご提出が必要となります。

- ①ご契約者の変更時や満期保険金・年金の支払時 等
- ②税法上の居住地国に異動があった場合（※5）
（※5）ご契約期間中に居住地国に異動があった場合は、その変更になった日から3ヶ月を経過する日までに当社に変更後の届出書を提出いただく必要があります。変更がある場合は当社までご連絡ください。

4. 届出書の提出に応じていただけない場合は？

届出書の提出に応じていただけない場合、生命保険契約のお申込みをお受けすることができません。また、届出書に虚偽の申告をおこなった場合、お客様には罰則が科せられる可能性があります。

◆「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にもとづき当社が取得したお客様の個人情報、同制度の目的にのみ使用します。

【17】外国政府等において重要な公的地位にある方について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正にともない、2016年10月1日より、外国政府等において重要な公的地位にある方（または過去にその地位にあった方）および、そのご家族の方とのお手続きに際しまして、本人確認書類等を追加でご提示いただくこと、また、取引金額が200万円を超える場合は資産・収入状況について書類での確認が必要となりました。

つきましては、生命保険契約のお申込みにあたり、お客様がいずれかに該当するか確認させていただいております。

1. 外国政府等において重要な公的地位にある方とは？

外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方 など

◆「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき太陽生命が取得したお客様の個人情報、当法令上の目的にのみ使用します。

ご契約後について

【1】効力を失ったご契約の復活について

- 万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- ご契約の復活をする際のお手続きは、つぎのとおりです。
 - ・ あらかじめ被保険者に告知をしていただきます。
 - ・ 当社が復活を承諾したときは、つぎの金額を一括でお払い込みいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	お払い込み金額
保険料の振替貸付および契約者貸付による貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたとき	当社所定の方法により計算した金額

- 認知症診断保険金特則について復活が行われた場合、この特則の復活時の責任開始期は、終身認知症治療年金の復活の際の責任開始期と同時とします。

！ ご注意

- つぎに該当する場合などは、復活できません。
 - ・ 健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
 - ・ すでに解約払戻金を請求されているとき
- 生命保険募集人（募集代理店の担当者）には、復活を承諾する権限はありません。

【2】保険の継続が困難なときの方法について

保険の継続が困難になられたときでも、ご契約を有効にお続けいただけるように、つぎのような方法があります。

1. 保険料の負担を軽くしたいとき

基本認知症年金額の減額

- 基本認知症年金額を少なくして以後の保険料を少なくします。
 - * 認知症診断保険金特則が付加されている場合、基本認知症年金額が減額されたときは、認知症診断保険金額は同じ割合で減額されるものとします。認知症診断保険金特則のみの減額は取り扱いません。
 - * 減額は、年金支払開始日前の有効中のご契約にかぎりお取り扱いします。
 - * 当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

参照 56 ページ

取扱総則規定約款
第9条

参照 86 ページ

認知症診断保険金特則
第2条

参照 58 ページ

取扱総則規定約款
第15条

【3】 お金が入用するときの貸付制度(契約者貸付)について

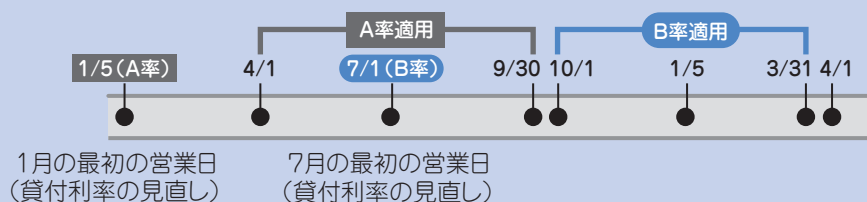
途中でお金が入用るときに、必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただける場合があります。

参照 61 ページ

取扱総則規定約款
第21条

貸付金額の範囲	解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上） (注) 基本認知症年金額・払込年数などによりお貸付できる金額は異なります。 <u>ご契約後、短期間の場合などはお貸付できないこともあります。</u>
利息	当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。
精算	死亡給付金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、基本認知症年金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

●貸付利率の見直し時期と適用期間(イメージ)



- ◇「4/1～9/30」に適用する貸付利率(1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合)
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定(A率の適用)し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。
- ◇「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率(7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合)
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定(B率の適用)し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ご注意

- 貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 契約者貸付および保険料の振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います。万が一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。

【4】契約者配当金について

参照 62 ページ

取扱総則規定約款
第22条

- この保険は無配当です。契約者配当金はありません。

【5】受取人・住所などの変更や証券紛失

1. 保険契約者・死亡給付金等受取人の変更

参照 62 ページ

取扱総則規定約款
第23条

参照 62 ページ

取扱総則規定約款
第24条

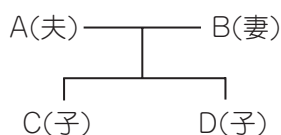
- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利や保険料を支払う義務など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡給付金等受取人を変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに死亡給付金などを変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は死亡給付金などをお支払いしません。
- ※死亡給付金等受取人を変更する場合は、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、当社所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。
- ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡給付金等受取人を変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

お願い

- 死亡給付金等受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。
 - ・新しい死亡給付金等受取人に変更する手続きをお願いします。
 - ・死亡給付金等受取人が死亡された時以後、死亡給付金等受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金等受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡給付金等受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

（例）

保険契約者・被保険者 Aさん(夫) 死亡給付金等受取人 Bさん(妻)



Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合



Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡給付金等受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなりません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金等受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

！ ご注意

- 死亡給付金等受取人の変更について
 - ・ 死亡給付金などの支払事由発生後の受取人の変更はできません。
 - ・ 遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。
- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。
(税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください。)

参照 46 ページ

税金について

2. 指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

参照 63 ページ取扱総則規定約款
第28条

3. 住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

- つぎのような場合には、すみやかに太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
 - ・ 転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
 - ・ ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
 - ・ 保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

- 当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
 - ・ 住所の変更
 - ・ 保険証券の再発行

なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど所定の条件があります。

※ 上記のお取扱いは2020年4月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【6】ご解約と解約払戻金について

参照 81 ページ

普通保険約款
第27条

1. 解約について

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡給付金などの支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、この保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡給付金などの支払いや、販売、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

なお、この保険は、保険料払込期間中の解約払戻金額を低く設定※することによって保険料を割安にしています。そのため、保険料払込期間中に解約された場合、解約払戻金額はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。

※保険料払込期間中にご契約を解約された場合の解約払戻金額は、解約払戻金額を低く設定しない場合の70%となります。

また、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約払戻金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合もあります。

- 解約は、終身認知症治療年金支払開始日前であればいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ未永くご継続ください。
- 一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年月数などによって異なります。

2. 解約した場合の特約の取扱い

- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

3. 解約払戻金の請求について

- ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
- ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。
・お払い込みが困難なとき・・・基本認知症年金額の減額などがあります。

お願い

- ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【7】被保険者または死亡給付金等受取人によるご契約の継続について

- 債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。
 - 債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている被保険者または死亡給付金等受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額（*）を債権者等に支払う（介入する）ことでご契約を継続することができます。
- （*）解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

参照 64 ページ

取扱総則規定約款
第30条

【8】ご契約後のお手続き・ご相談に関する窓口

1. 太陽生命お客様サービスセンターについて

- ご契約後のご照会、各種お手続きのお申し出および請求書類のお取り寄せなどについては、太陽生命お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター

TEL：0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月曜～金曜 9：00～18：00

土曜・日曜 9：00～17：00

（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

！ご注意

- 太陽生命お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

2. (一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXはお取り扱いしておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

税金について

！ ご注意

- 本項記載の税務のお取扱いは、2020年4月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

【1】生命保険料控除について

●この保険は、介護医療保険料控除の対象となります。

- 一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間払込保険料(*)に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

(*)年間払込保険料とは、当年中(1月から12月まで)にお払い込みいただいた保険料です。

(以下同様とします)

- 生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項 目	内 容
対象となる 保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる 保険料	・年間払込保険料の合計額です。

- 生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から毎年郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

■所得税の所得控除額

- ・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

■住民税の所得控除額

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおり金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

！ご注意

- この生命保険料控除の内容は、契約日が2012年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 契約日が2011年12月31日以前のご契約がある場合、上記と異なる取扱となる場合があります。

【2】終身認知症治療年金などの税法上のお取扱い

1. 終身認知症治療年金・認知症診断保険金の非課税扱い

終身認知症治療年金・認知症診断保険金は、非課税となります。

※指定代理請求人が被保険者の代わりに終身認知症治療年金・認知症診断保険金を受け取った場合も非課税となります。

ご参考

(所得税法施行令
第30条 所得税基本
通達9-21)

2. 死亡給付金などの税法上のお取扱い

●ご契約者、被保険者、死亡給付金などの受取人の関係により、つぎのとおりお受け取りになる死亡給付金などにかかる税金が異なります。

[死亡給付金などをお受け取りのとき]

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	 夫	 夫	 妻	相続税 (*)
ご契約者と受取人が同一人の場合	 夫	 妻	 夫	所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合	 夫	 妻	 子	贈与税

(*)ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金など(保険契約が複数ある場合は合算します)の受取人が相続人の場合は、死亡給付金などに相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

！ご注意

●2037年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1%があわせて課されます。

免責事由一覧

【1】終身認知症治療年金などを支払わない場合

給付金等名称	免責事由
・ 終身認知症治療年金 ・ 認知症診断保険金	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の薬物依存（*1） ・ 戦争その他の変乱（*2）
・ 死亡一時金	・ 死亡給付金等受取人の故意（*3）
・ 死亡給付金	・ 責任開始日から起算して2年以内の自殺（*4） ・ 保険契約者の故意 ・ 死亡給付金等受取人の故意（*3） ・ 戦争その他の変乱（*2）

（*1）対象となる薬物依存については、総則別表24の「薬物依存」をご覧ください。

（*2）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

（*3）被保険者を死亡させた受取人が死亡給付金または死亡一時金の一部の受取人である場合は、死亡給付金または死亡一時金の残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金（その責任準備金が、支払わない部分の死亡給付金または死亡一時金を上回る場合は支払わない部分の死亡給付金または死亡一時金に相当する金額）はご契約者にお支払いします。死亡一時金の場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡給付金等受取人が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり死亡給付金または死亡一時金は支払われません。

（*4）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、死亡給付金をお支払いすることがありますので、当社にお問い合わせください。

参照 95 ページ

総則別表24

【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

保険料のお払い込みを免除する場合 (払込免除事由)	保険料のお払い込みを免除しない場合 (免責事由)
高度障害状態になられたとき	・ 保険契約者の故意 ・ 被保険者の故意 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 戦争その他の変乱（*）
不慮の事故による 所定の身体障害状態	・ 保険契約者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 地震、噴火または津波（*） ・ 戦争その他の変乱（*）

（*）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部のお払い込みを免除することがあります。

約款をお読みいただくに際して

【1】約款をお読みいただくに際して

この約款をお読みいただく際の参考としてください。なお、当社の定める取扱基準等は、将来変更することがあります。

■保険料期間について

保険料期間	【例】 契約日が4月1日で、8月分の保険料期間
当月の契約応当日から 翌月の契約応当日の前日まで	保険料期間は8月1日～8月31日まで

■保険契約者に対する貸付（契約者貸付）について

契約者貸付ができる保険種類の貸付利率は、当社ホームページをご覧ください。か、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

取扱総則規定約款

(2020年4月1日改定)

(この規定の趣旨)

この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。

この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。

第1節 用語の定義

1. 用語の定義

(用語の定義)

第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
総則別表	この規定の別表のことをいいます。
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金、遺族年金、遺族給付金ならびに無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当終身認知症・生活介護年金保険契約の死亡一時金を含みます。

② この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「（無解約払戻金型）」および「（低解約払戻金型）」の表示を省略して記載します。

2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由

(給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由)

第2条 保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第1編（普通規定）または特則に定めるものとします。

第2節 会社の責任開始期

1. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記

載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 死亡保険金等（死亡払戻金を含みます。）の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
- (6) 保険期間
- (7) 遡増期間
- (8) 給付金額等およびその支払方法
- (9) 年金倍率
- (10) 保険料およびその払込方法
- (11) 契約日
- (12) 保険証券を作成した年月日

- ⑤ 保険料一時払の保険契約のときは、第1項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

第3節 保険料の払込

1. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第4条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
 - (2) 猶予期間
 - (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特約が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（死亡払戻金を含み、保険契約または特約の消滅をとともなうものおよび年金にかぎります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（死亡払戻金を含みます。）とともにその受取人に払い戻します。
- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人）は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（保険料払込の猶予期間）第4項の規定を準用します。
- ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 給付金額等の減額が行われたとき
 - (2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

- 第5条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
 - (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にか

ぎります。)

(6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第7条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
- ③ 第1項第2号の方法による場合、第7条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎります。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一であることを要します。

2. 保険料の前納

（保険料の前納）

第6条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。）
- ④ 前項第1号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときに除きます。
 - (1) 保険契約の消滅をとともう給付金等
 - (2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。）
- ⑤ 特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第7条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等（死亡払戻金を含みます。）があるときは、その給付金等を支払います。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第8条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

4. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第9条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 第21条（保険契約者に対する貸付）第6項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
- ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - （1）保険契約の復活を承諾した後に第3項および前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
 - （2）第3項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

第4節 保険契約の解除等

1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第10条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第13条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（満期保険金を除く死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
- ④ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用します。この場合、その部分に解約払戻金があるときには、その部分の各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約または無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔I型〕契約もしくは無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険（001）契約、無配当就業不

能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約もしくは無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。

(2) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。

(3) 個人年金保険契約等、無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。

⑦ 会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。

(2) 第4項中、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等（給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

第5節 保険契約内容の変更

1. 給付金額等の減額

（給付金額等の減額）

第15条 保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。

② 給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④ 給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

2. 保険期間の変更

（保険期間の変更）

第16条 保険期間の変更は取り扱いません。

3. 保険料払込期間の変更

（保険料払込期間の変更）

第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。

② 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③ 会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。

④ 保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

第6節 保険契約の更新

1. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、保険

契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。

- ② 前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の2週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。
- ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
 - (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき
 - ア. 無配当積立保険
 - イ. 無配当養老保険
 - ウ. 無配当生存給付金付定期保険
 - (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ④ つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 保険期間
 - (2) 保険契約の型
 - (3) 支払限度の型
 - (4) 生存給付金の形式
 - (5) 年金支払満了年齢
 - (6) 最低支払保証期間
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、第1項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険期間を更新前と同一とすると第3項第2号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
 - イ. 前ア. 以外であるとき
保険契約は更新することができません。
- ⑥ 更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の2週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。
- ⑦ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
- ⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
- ⑩ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。
- ⑪ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
 - ア. 無配当ガン保険
 - イ. 無配当ガン入院保険
 - ウ. 無配当ガン先進医療保険
 - (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
 - イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
 - ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険
 - エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
 - (7) 削減期間
- ⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。
- ⑭ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」

と読み替えます。

- ⑮ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第12項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。
- ⑯ 第3項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。
- ⑰ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

第7節 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 保険期間が終身の保険契約への変更

（保険期間が終身の保険契約への変更）

- 第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。
- ② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。
 - ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
 - (3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。
 - (4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
 - (5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合
 - ④ 前項第5号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。
 - ⑤ 変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。
 - ⑥ 変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。
 - ⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
 - ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。
 - ⑨ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。
 - ⑩ 変更後契約の第1回保険料が払い込まれないまま第8項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。
 - ⑪ 変更後契約の責任開始の日の変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (1) 給付金等の支払
 - (2) 給付金等の支払限度
 - (3) 保険料の払込免除
 - (4) 告知義務および告知義務違反による解除
 - (5) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前のガン診断確定による無効
 - ア. 無配当ガン保険
 - イ. 無配当ガン入院保険
 - ウ. 無配当ガン先進医療保険
 - (6) この保険契約がつぎの場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
 - ア. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険
 - イ. 認知症治療給付金特則が付加された無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険
 - ウ. 無配当選択緩和型認知症治療保険
 - エ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
 - (7) 削減期間
 - ⑫ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。

- ⑬ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第8項および第10項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
- ⑭ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

1. 保険料の振替貸付

（保険料の振替貸付）

- 第20条 保険料が第7条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月未満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第5項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
- （1）保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）
- （2）すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－4）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
- （1）会社所定の利率で計算します。
- （2）本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
- （3）保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。
- ⑤ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
- （1）保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
- （2）前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。
- ⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- （1）保険契約または特則が消滅したとき
- （2）給付金額等を減額したとき
- （3）保険料払込期間を変更したとき
- ⑦ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
- ⑧ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

2. 保険契約者に対する貸付

（保険契約者に対する貸付）

- 第21条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。
- （1）各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額
- （2）すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－5）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
- ④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- （1）保険契約または特則が消滅したとき
- （2）給付金額等を減額したとき
- （3）保険料払込期間を変更したとき
- ⑤ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を

差し引き、その残額を据え置きます。

- ⑥ 前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）をこえたときは、保険契約は効力を失います。
- ⑦ 前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で、第1回の終身生活介護年金とともに支払われる金銭を含みます。）をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。
 - (2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

第9節 契約者配当金

1. 契約者配当金

（契約者配当金）

第22条 この保険契約には、契約者配当金はありません。

第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人

1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更

（保険契約者の変更）

- 第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表（②－6）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - ③ 保険契約者の変更されたときは、保険契約者に通知します。

（死亡保険金等の受取人の変更）

- 第24条 保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。
- (1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡給付金等受取人および遺族年金受取人
 - (2) 満期保険金受取人
- ② 各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。
 - ③ 第1項第1号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。
 - (1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合
 - (2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合
 - ④ 給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。
 - ⑤ 前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。
 - ⑥ 第4項および前項により給付金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - ⑦ 死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。
 - ⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社の変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡保険金等の受取人の変更）

第25条 前条に定めるほか、保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

- ② 前項の受取人の変更は、前条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
- ③ 本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表（②-7）に定める書類を会社へ提出してください。

2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者

（保険契約者の代表者）

第26条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

（死亡保険金等の受取人の代表者）

第27条 死亡保険金等の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者の住所または集金場所の変更

（保険契約者の住所または集金場所の変更）

第28条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

- ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第11節 契約内容の登録

1. 契約内容の登録

（契約内容の登録）

第29条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 死亡保険金もしくは災害死亡保険金の金額または入院給付金の種類ならびに日額
- (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同様とします。）
- (4) 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（入院給付金は対象から除きます。）が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会

し、その結果を死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、入院給付金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、入院共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続

1. 給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第30条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- (3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと

- ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類別表（②－11）に定める書類を会社に提出してください。

- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。

- (1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
- (2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
- (3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
- (4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）
 - ア. 生存を支払事由とする給付金等
 - イ. 解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等
 - ウ. 特則の給付金等
- (5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第8項に該当するものを除きます。）

- ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

- ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

- ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

- (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

- ア. 当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
- イ. 当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア. の金額を差し引いた金額とします。
- ウ. 第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

- ⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合

- ア. 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

- (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合

- ア. 当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ、保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。

- ⑧ 個人年金保険契約等および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとし
ます。
- ⑨ 無配当終身認知症・生活介護年金保険契約において、保険契約の型がⅢ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後は本条の「解約」を「型の変更」と読み替えて適用します。（第4項第4号を除きます。）

第13節 その他

1. 被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第31条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第32条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

3. 時効

（時効）

第34条 給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。

4. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第35条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカードによる保険料等の払込）

第36条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

第37条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとします。
- ③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。
 - (1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと
 - (2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと
- ④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。
 - (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則

（給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則）

第38条 保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 提出された書類から会社が支払事由（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。
 - ア. 給付金等の受取人が同一であること
 - イ. 保険種類および名称が同一の給付金等または請求書類別表③に該当する給付金等であること
- (2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるときは、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り扱います。

7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

第39条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。
 - (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。
- ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

（インターネットによる保険契約の申込等に関する特則）

第40条 保険契約者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 被保険者は、保険契約者と同一人となります。
- (2) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。
- (4) 会社は、第2号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申

込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

9. 既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則

（既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則）

第41条 保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約（以下本条において「既契約」といいます。）の保険期間が満了する日の2週間前（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することができます。）までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

- （1）この保険契約の契約日は、第3条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。
 - （2）保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
- ② この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。

無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）

普通保険約款

（2020年4月1日創設）

（この保険の趣旨）

この保険は、つぎの保障を主な内容とするものです。

（1）終身生活介護年金（Ⅰ型またはⅡ型の場合にかぎります。）

被保険者が会社所定の要生活介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづき要介護2以上の認定を受けたとき、以後、被保険者が生存しているかぎり終身にわたって年金をお支払いします。

（2）終身認知症治療年金（Ⅱ型またはⅢ型の場合にかぎります。）

被保険者が器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき、以後、被保険者が生存しているかぎり終身にわたって年金をお支払いします。

（3）死亡一時金

第1回の終身生活介護年金または終身認知症治療年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間中に死亡したとき、死亡一時金をお支払いします。

（4）死亡給付金

終身生活介護年金および終身認知症治療年金が支払われずに被保険者が死亡したとき、死亡給付金をお支払いします。

（5）保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態または不慮の事故による所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第1編 普通規定

1. 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
年金	終身生活介護年金または終身認知症治療年金のことをいいます。
年金等	終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金または死亡給付金のことをいいます。
終身生活介護年金部分	第3条第1項第1号に定める年金等のことをいいます。
終身認知症治療年金部分	第3条第1項第2号に定める年金等のことをいいます。
支払事由	年金等または認知症診断保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても年金等または認知症診断保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。
終身生活介護年金支払開始日	第1回の終身生活介護年金が支払われることとなる支払事由が生じた日のことをいいます。
終身認知症治療年金支払開始日	第1回の終身認知症治療年金が支払われることとなる支払事由が生じた日のことをいいます。

用語	用語の定義
終身生活介護年金支払日	第1回の終身生活介護年金については終身生活介護年金支払開始日のことをいい、第2回以後の終身生活介護年金については終身生活介護年金支払開始日の1年ごとの応当日のことをいいます。
終身認知症治療年金支払日	第1回の終身認知症治療年金については終身認知症治療年金支払開始日のことをいい、第2回以後の終身認知症治療年金については終身認知症治療年金支払開始日の1年ごとの応当日のことをいいます。
支払保証期間	この保険契約の締結の際に定める、死亡一時金の支払を最低保証する期間のことをいいます。

2. 保険契約の型

（保険契約の型）

第2条 保険契約者は、保険契約の締結の際、つぎのいずれかの保険契約の型を選択するものとします。

保険契約の型	I 型	II 型	III 型
年金等	終身生活介護年金 死亡一時金 死亡給付金	終身認知症治療年金 死亡一時金 死亡給付金	終身生活介護年金 終身認知症治療年金 死亡一時金 死亡給付金

3. 終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払ならびに免責事由

（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）

第3条 この保険契約において支払う終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

（1）保険契約の型がI型およびIII型の場合

名称	支払事由	支払金額	受取人
終身生活介護年金	(1) 第1回の終身生活介護年金 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたこと a. 総則別表13に定める要生活介護状態（以下「会社所定の要生活介護状態」といいます。）に該当したとき b. 会社所定の要生活介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あるとき イ. 総則別表14に定める公的介護保険制度により、総則別表14に定める要介護2以上に該当していると認定されたこと（以下「要介護2以上の状態」といいます。）	基本介護年金額	被保険者
	(2) 第2回以後の終身生活介護年金 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、第1回の終身生活介護年金の支払事由が生じた日後、被保険者が終身生活介護年金支払日に生存しているとき		
死亡一時金	第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間中の最後の終身生活介護年金支払日前に死亡したとき	まだ終身生活介護年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身生活介護年金の一括前払金額と同額	死亡給付金等受取人

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が、第1回の終身生活介護年金が支払われずに死亡したとき	別表1に定める金額	死亡給付金等受取人

(2) 保険契約の型がⅡ型およびⅢ型の場合

名称	支払事由	支払金額	受取人
終身認知症治療年金	(1) 第1回の終身認知症治療年金 被保険者が、責任開始期前を含めて初めて器質性認知症（総則別表30）に該当し、かつ、器質性認知症による会社所定の状態（総則別表30）がその該当した日から起算して継続して180日あるとき	基本認知症年金額	被保険者
	(2) 第2回以後の終身認知症治療年金 第1回の終身認知症治療年金が支払われた場合で、第1回の終身認知症治療年金の支払事由が生じた日後、被保険者が終身認知症治療年金支払日に生存しているとき		
死亡一時金	第1回の終身認知症治療年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間中の最後の終身認知症治療年金支払日前に死亡したとき	まだ終身認知症治療年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身認知症治療年金の一括前払金額と同額	死亡給付金等受取人
死亡給付金	被保険者が、第1回の終身認知症治療年金が支払われずに死亡したとき	別表2に定める金額	

- ② 保険契約の型がⅠ型またはⅢ型の場合、第1回の終身生活介護年金の支払事由に該当した時の終身生活介護年金部分の死亡給付金の支払金額が第8条（年金の一括前払）に定める終身生活介護年金の一括前払金額を上回るときは、終身生活介護年金部分の死亡給付金の支払金額から終身生活介護年金の一括前払金額を差し引いた金額を第1回の終身生活介護年金に加算して支払います。
- ③ 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、第1回の終身認知症治療年金の支払事由に該当した時の終身認知症治療年金部分の死亡給付金の支払金額が第8条（年金の一括前払）に定める終身認知症治療年金の一括前払金額を上回るときは、終身認知症治療年金部分の死亡給付金の支払金額から終身認知症治療年金の一括前払金額を差し引いた金額を第1回の終身認知症治療年金に加算して支払います。

（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の免責事由）

第4条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金または死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
終身生活介護年金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失
終身認知症治療年金	(3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
死亡一時金	(1) 死亡給付金等受取人の故意
死亡給付金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金等受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払に関する補則）

- 第5条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したものとみなして、取り扱います。
- ② 保険契約の型がⅠ型またはⅡ型の場合、終身生活介護年金部分の死亡給付金を支払う前に第1回の終身生活介護年金の請求を受け、第1回の終身生活介護年金が支払われるときは、会社は、終身生活介護年金部分の死亡給付金を支払いません。
- ③ 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、終身認知症治療年金部分の死亡給付金を支払う前に第1回の終身認知症治療年金の請求を受け、第1回の終身認知症治療年金が支払われるときは、会社は、終身認知症治療年金部分の死亡給付金を支払いません。
- ④ 第1回の年金の支払事由発生後、その年金の請求前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われる場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 死亡給付金の支払後に第1回の年金の請求を受けても、会社は、第1回の年金を支払いません。
- (2) 保険契約の型がⅠ型またはⅢ型の場合、第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、終身生活介護年金部分の死亡給付金の支払金額は、第8条（年金の一括前払）に定める終身生活介護年金の一括前払金額（第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）第2項の第1回の終身生活介護年金に加算して支払う金額を加算します。）とします。
- (3) 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、終身認知症治療年金部分の死亡給付金の支払金額は、第8条（年金の一括前払）に定める終身認知症治療年金の一括前払金額（第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）第3項の第1回の終身認知症治療年金に加算して支払う金額を加算します。）とします。
- ⑤ 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金等受取人が保険契約者である場合、第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、年金の受取人は保険契約者とします。
- ⑥ 死亡給付金等受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金の残額を死亡一時金の他の受取人に支払い、支払わない部分の死亡一時金に対する会社の定める方法により計算した責任準備金（その責任準備金が、支払わない部分の死亡一時金を上回る場合は支払わない部分の死亡一時金に相当する金額）を被保険者の法定相続人に支払います。
- ⑦ 死亡給付金等受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を死亡給付金の他の受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金（その責任準備金が、支払わない部分の死亡給付金を上回る場合は支払わない部分の死亡給付金に相当する金額）を保険契約者に支払います。
- ⑧ 被保険者が戦争その他の変乱によりつぎのいずれかに該当した場合でも、戦争その他の変乱によりつぎのいずれかに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、終身生活介護年金、終身認知症治療年金または死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- (1) 会社所定の要生活介護状態または要介護2以上の状態
- (2) 器質性認知症による会社所定の状態
- (3) 死亡
- ⑨ 死亡給付金等受取人の故意により被保険者が死亡し、死亡一時金が支払われないときは、会社は、死亡一時金に対する会社の定める方法により計算した責任準備金（責任準備金が死亡一時金を上回る場合は死亡一時金の支払金額）を被保険者の法定相続人に支払います。
- ⑩ つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金（責任準備金が死亡給付金を上回る場合は死亡給付金の支払金額）を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺
- (2) 死亡給付金等受取人の故意
- (3) 戦争その他の変乱
- ⑪ 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。
- ⑫ 保険契約の型がⅠ型の場合、終身生活介護年金が支払われるときは、終身生活介護年金支払開始日後に到来する第17条（保険料の払込）第1項に定める保険料期間に対する保険料の払込は要しません。
- ⑬ 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、終身認知症治療年金が支払われるときは、終身認知症治療年金支払開始日後に到来する第17条（保険料の払込）第1項に定める保険料期間に対する保険料の払込は要しません。
- ⑭ 保険契約の型がⅢ型の場合、終身生活介護年金が支払われたときは、会社は第17条（保険料の払込）第1項に定める保険料期間の到来していない将来の保険料について、終身生活介護年金部分を除外した保険料に改め、保険契約者に通知します。ただし、前項の規定が適用される場合、終身認知症治療年金支払開始日後に到来する第17条（保険料の払込）第1項に定める保険料期間については本項の規定を適用しません。
- ⑮ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に第3条（終身生活介護年金、終身認知

症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）の終身生活介護年金の支払事由の規定に定める状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険契約の消滅）

第6条 被保険者が死亡した場合、死亡した時に保険契約は消滅したものとします。この場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

（年金受取人）

第7条 保険契約の型がⅠ型またはⅡ型の場合、終身生活介護年金または終身認知症治療年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）は、終身生活介護年金支払開始日または終身認知症治療年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

② 保険契約の型がⅢ型の場合、保険契約上の権利義務はつぎの各号のとおりとします。

- (1) 年金受取人は、終身生活介護年金支払開始日に、保険契約者から終身生活介護年金部分の保険契約上の権利義務を承継するものとします。
- (2) 年金受取人は、終身認知症治療年金支払開始日に、保険契約者から終身認知症治療年金部分の保険契約上の権利義務を承継するものとします。

（年金の一括前払）

第8条 保険契約の型がⅠ型またはⅢ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ終身生活介護年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身生活介護年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 終身生活介護年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①－15）に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 終身生活介護年金の一括前払が請求されたときは、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 - (3) 終身生活介護年金を一括前払したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア．被保険者が、支払保証期間経過後の終身生活介護年金支払日に生存しているときは、終身生活介護年金を継続して支払います。
 - イ．終身生活介護年金を一括前払した後は、終身生活介護年金部分の死亡一時金を支払いません。
- ② 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、終身認知症治療年金支払開始日以後、年金受取人は、まだ終身認知症治療年金支払日が到来していない支払保証期間中の終身認知症治療年金の一括前払を請求することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 終身認知症治療年金の一括前払を請求するときは、年金受取人は、請求書類別表（①－15）に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 終身認知症治療年金の一括前払が請求されたときは、支払保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を支払います。
 - (3) 終身認知症治療年金を一括前払したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - ア．被保険者が、支払保証期間経過後の終身認知症治療年金支払日に生存しているときは、終身認知症治療年金を継続して支払います。
 - イ．終身認知症治療年金を一括前払した後は、終身認知症治療年金部分の死亡一時金を支払いません。

（終身生活介護年金、終身認知症治療年金および死亡給付金の支払方法の選択）

第9条 保険契約の型がⅠ型またはⅢ型の場合、保険契約者（終身生活介護年金支払開始日以後は年金受取人。以下本項において同様とします。）は、終身生活介護年金の支払方法について、会社の承諾を得て、分割払または据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法の選択を取り扱いません。

- (1) 終身生活介護年金の分割払の方法を選択した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ア．会社の定める利率による利息をつけて支払います。
 - イ．終身生活介護年金の分割払中に、終身生活介護年金を一括前払した場合または終身生活介護年金部分の死亡一時金が支払われる場合、終身生活介護年金を一括前払した日または終身生活介護年金部分の死亡一時金が支払われることとなる支払事由が生じた日の属する年度の終身生活介護年金に未支払分があるときは、これを一括して

年金受取人に支払います。

- (2) 終身生活介護年金の据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。
- (3) 保険契約者は、分割払または据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法への変更を取り扱いません。
- (4) 終身生活介護年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

- ② 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、保険契約者（終身認知症治療年金支払開始日以後は年金受取人。以下本項において同様とします。）は、終身認知症治療年金の支払方法について、会社の承諾を得て、分割払または据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法の選択を取り扱いません。

- (1) 終身認知症治療年金の分割払の方法を選択した場合には、つぎのとおり取り扱います。

ア. 会社の定める利率による利息をつけて支払います。

イ. 終身認知症治療年金の分割払中に、終身認知症治療年金を一括前払した場合または終身認知症治療年金部分の死亡一時金が支払われる場合、終身認知症治療年金を一括前払した日または終身認知症治療年金部分の死亡一時金が支払われることとなる支払事由が生じた日の属する年度の終身認知症治療年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

- (2) 終身認知症治療年金の据置払の方法を選択した場合には、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。

- (3) 保険契約者は、分割払または据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。ただし、変更後の支払金額が会社の定める金額に満たないときは、分割払の方法への変更を取り扱いません。

- (4) 終身認知症治療年金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

- ③ 保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金等受取人。以下本項において同様とします。）は、死亡給付金（死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

- (1) 据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけて支払います。

- (2) 会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。

- (3) 保険契約者は、据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。

- (4) 死亡給付金の支払方法の選択または変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第10条 第1回の年金、死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 年金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その年金等を請求してください。

年金等の名称	請求書類別表の番号
終身生活介護年金	(①-11)
終身認知症治療年金	(①-20)
死亡一時金	(①-1)
死亡給付金	(①-1)

- ③ 年金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

- ④ 年金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者が支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

第2号もしくは前号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第1項第4号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、年金受取人もしくは死亡給付金等受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

(2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日

(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金等受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

- ⑥ 第4項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金等受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。

- ⑦ 第4項または第5項に掲げる事項の確認を行う場合、その年金等を請求した者に通知します。

- ⑧ 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金等受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡一時金または死亡給付金（以下「死亡給付金等」といいます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡給付金等の請求の際、その受取人は、つぎの第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が2人以上いるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または受給者が死亡給付金等の請求内容を了知していることが確認できる書類

(2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

（年金支払証書の交付）

第11条 会社は、第1回の年金を支払う際に、年金支払証書を年金受取人に交付します。

4. 保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第12条 この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
(1) 被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表2）に該当したとき	第17条（保険料の払込）第1項に定める保険料期間の到来していない将来の保険料
(2) 被保険者が、責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表3）に該当したとき	

- ② 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 前項第1号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 前項第2号の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

- ③ 被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つ

ぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- (2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
 - ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
 - イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
 - ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
- ④ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、第17条（保険料の払込）第1項に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に關する規定は適用しません。ただし、保険契約の型がⅢ型の場合、第30条（保険契約の型の変更）に定める保険契約の型の変更については取り扱います。
- ⑥ 保険料の払込を免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第13条 被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の 払込免除事由	免責事由
高度障害状態 （総則別表2）	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
身体障害状態 （総則別表3）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

- ② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第14条 保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第10条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第2編 共通規定

（共通規定）

第15条 取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款 項目		適用する 規定	適用しない 規定
第1節 用語の定義		○	
第2節 会社の責任開始期		○	
第3節 保険料の払込			○
第4節 保険契約の解除等	1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効	○	
	2. 告知義務および保険契約の解除		○
第5節 保険契約内容の変更			○
第6節 保険契約の更新			○
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更			○
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付			○
第9節 契約者配当金		○	
第10節 保険契約者および 死亡保険金等の受取人	1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更		○
	2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表	○	
	3. 保険契約者の住所または集金場所の変更	○	
第11節 契約内容の登録			○
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第13節 その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

- ② 前項の規定により総則規定を適用しない保険料の払込については、第3編（特別規定）「2. 保険料の払込」の規定を適用します。
- ③ 第1項の規定により総則規定を適用しない告知義務および保険契約の解除については、第3編（特別規定）「3. 告知義務および保険契約の解除」の規定を適用します。
- ④ 第1項の規定により総則規定を適用しない保険契約内容の変更については、第3編（特別規定）「6. 保険契約内容の変更」の規定を適用します。
- ⑤ 第1項の規定により総則規定を適用しない保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付については、第3編（特別規定）「7. 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付」の規定を適用します。
- ⑥ 第1項の規定により総則規定を適用しない保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更については、第3編（特別規定）「8. 保険契約者または死亡給付金等受取人の変更」の規定を適用します。

第3編 特別規定

1. 保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第16条 この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払とします。

2. 保険料の払込

（保険料の払込）

第17条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
 - (2) 猶予期間
 - (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと
- ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特則が消滅し

たときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（認知症診断保険金特則が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、年金等を支払うときは、年金等とともにその受取人に払い戻します。

- ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに第1回の終身生活介護年金、第1回の終身認知症治療年金、死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑥ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第20条（保険料払込の猶予期間）第4項の規定を準用します。
- ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
 - (1) 基本介護年金額または基本認知症年金額（以下「基本介護年金額等」といいます。）の減額が行われたとき
 - (2) 保険契約の型がⅢ型の場合で、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. 第1回の終身生活介護年金が支払われたとき
 - イ. 保険契約の型を変更したとき
 - (3) 認知症診断保険金特則が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

第18条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
- (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
- (6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 前項第2号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第20条（保険料の猶予期間）第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。
- ③ 第1項第2号の方法による場合、第20条（保険料の猶予期間）第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。
- ⑤ 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎりません。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

（保険料の前納）

第19条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

- ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。
- ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、第1回の終身生活介護年金、第1回の終身認知症治療年金、死亡一時金または死亡給付金を支払うときを除きます。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき（第30条（保険契約の型の変更）に定める保険契約の型を変更する場合を除きます。）
- ④ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、つぎの各号のそれぞれの受取人に払い戻します。
 - (1) 第1回の終身生活介護年金が支払われるとき
 - (2) 第1回の終身認知症治療年金が支払われるとき

- (3) 死亡一時金または死亡給付金が支払われるとき
- ⑤ 前項までのほか、保険契約の型がⅢ型の場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約の型をⅠ型に変更した場合
変更前の終身認知症治療年金部分の前納保険料の残額を保険契約者に支払います。
- (2) 保険契約の型をⅡ型に変更した場合
変更前の終身生活介護年金部分の前納保険料の残額を保険契約者に支払います。
- ⑥ 認知症診断保険金特則の認知症診断保険金または死亡給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を認知症診断保険金または死亡給付金とともにその受取人に払い戻します。

(保険料払込の猶予期間)

第20条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- ② 猶予期間中に第1回の終身生活介護年金、第1回の終身認知症治療年金、死亡一時金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する年金等があるときは、その年金等を支払います。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

(保険契約の失効)

第21条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金を請求することができます。

- ② 前項のほか、保険契約の型がⅢ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後に保険契約が効力を失ったときはつぎのとおり取り扱います。
- (1) 第30条（保険契約の型の変更）第2項第2号に定める保険契約の型をⅠ型に変更するときに支払う解約払戻金を請求することができます。
- (2) 終身生活介護年金部分については、本条の規定を適用しません。

(保険契約の復活)

第22条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

- ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。
- ④ 第32条（保険契約者に対する貸付）第5項および第6項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。
- ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 保険契約の復活を承諾した後に第3項および前項の金額を受け取った場合
その金額を受け取った時
- (2) 第3項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

3. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第23条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第24条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項に

ついて、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 会社は、年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、年金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに年金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第12条（保険料の払込免除）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、年金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその年金等の受取人が証明したときは、会社は、年金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金等の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第25条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第26条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金等の場合は被保険者を除きます。）または年金等の受取人がこの保険契約の年金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に年金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の年金等の請求に関し、年金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または年金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または年金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは年金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 会社は、年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による年金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア. からオ. までに該当したのが死亡給付金等受取人のみであり、その死亡給付金等受取人が死亡給付金等の一部の受取人であるときは、死亡給付金等のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料

の払込を免除しません。また、この場合に、すでに年金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第12条（保険料の払込免除）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 保険契約の型がⅠ型またはⅡ型の場合、第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者（終身生活介護年金支払開始日または終身認知症治療年金支払開始日以後は年金受取人。以下本項において同様とします。）に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金等受取人に通知します。
- ④ 保険契約の型がⅢ型の場合、第1項および第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨をつぎの各号の者に通知します。ただし、保険契約者もしくは年金受取人またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者または年金受取人に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金等受取人に通知します。
 - (1) 終身生活介護年金支払開始日前
保険契約者
 - (2) 終身生活介護年金支払開始日以後かつ終身認知症治療年金支払開始日前
保険契約者および年金受取人
 - (3) 終身認知症治療年金支払開始日以後
年金受取人
- ⑤ 保険契約の型がⅠ型またはⅡ型の場合、本条の規定により保険契約を解除した場合は、会社は、第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。ただし、終身生活介護年金支払開始日または終身認知症治療年金支払開始日以後に解除事由が生じたときは、第8条（年金の一括前払）に定める終身生活介護年金または終身認知症治療年金の一括前払金額を年金受取人に支払います。
- ⑥ 保険契約の型がⅢ型の場合、本条の規定により保険契約を解除した場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 終身生活介護年金支払開始日前に解除事由が生じたとき
第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 終身生活介護年金支払開始日以後かつ終身認知症治療年金支払開始日前に解除事由が生じたとき
ア. 第8条（年金の一括前払）に定める終身生活介護年金の一括前払金額を年金受取人に支払います。
イ. 終身認知症治療年金部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (3) 終身認知症治療年金支払開始日以後に解除事由が生じたとき
第8条（年金の一括前払）に定める終身生活介護年金および終身認知症治療年金の一括前払金額を年金受取人に支払います。
- ⑦ 第5項および前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない死亡給付金等に対応する部分について、第5項および前項の規定を適用します。
- ⑧ 会社は、支払事由が生じた年金等について第9条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金および死亡給付金の支払方法の選択）に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の年金等について本条の規定を適用するものとします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第3項および第4項の規定にかかわらず、第1項および第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を年金等の受取人に通知します。
 - (2) 第5項および第6項の規定にかかわらず、据置払または分割払中の年金等について本条の規定を適用するときは据え置かれている年金等（年金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本号において同様とします。）または分割払による年金等の未支払分およびその利息を年金等の受取人に支払います。

4. 解約

（解約）

第27条 保険契約者は、つぎの期間にかぎり、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第1項の解約払戻金を請求することができます。

- (1) 保険契約の型がⅠ型またはⅢ型の場合
終身生活介護年金支払開始日前
- (2) 保険契約の型がⅡ型の場合
終身認知症治療年金支払開始日前

5. 払戻金

（解約払戻金）

第28条 解約払戻金は、つぎのとおりとします。

- (1) 保険料払込期間中

保険料を払い込んだ年月数により会社の定める方法によって計算した金額の70%とします。

(2) 保険料払込期間満了後（最終の保険料を払込済の場合とします。）

その経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

- ② 解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－2）に定める書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金の支払時期および支払場所については、第10条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項の規定を準用します。

6. 保険契約内容の変更

（基本介護年金額または基本認知症年金額の減額）

第29条 保険契約の型がⅠ型またはⅡ型の場合、保険契約者は、終身生活介護年金支払開始日前または終身認知症治療年金支払開始日前にかぎり、将来に向かって、基本介護年金額等を減額することができます。ただし、減額後の基本介護年金額等が会社の定める金額に満たないときは、基本介護年金額等の減額を取り扱いません。

- ② 保険契約の型がⅢ型の場合、保険契約者は、つぎの各号のとおり、将来に向かって、基本介護年金額等を減額することができます。ただし、減額後の基本介護年金額等が会社の定める金額に満たないときは、基本介護年金額等の減額を取り扱いません。
 - (1) 終身生活介護年金支払開始日前
基本介護年金額等の減額を取り扱います。
 - (2) 終身生活介護年金支払開始日以後かつ終身認知症治療年金支払開始日前
基本認知症年金額の減額を取り扱います。
- ③ 基本介護年金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 基本介護年金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ⑤ 基本介護年金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（保険契約の型の変更）

第30条 保険契約者は保険契約の型がⅢ型の場合、保険契約の型をつぎの各号のとおり変更することができます。

- (1) 終身生活介護年金支払開始日前
保険契約の型がⅠ型またはⅡ型への変更
- (2) 終身生活介護年金支払開始日以後かつ終身認知症治療年金支払開始日前
保険契約の型がⅠ型への変更
- ② 保険契約の型を変更したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 基本介護年金額等は変更前と同額とし、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険契約の型をⅠ型へ変更した場合、変更前の終身認知症治療年金部分に対する第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (3) 保険契約の型をⅡ型へ変更した場合、変更前の終身生活介護年金部分に対する第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ③ 保険契約の型を変更するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 保険契約の型が変更されたときは、保険契約者に通知します。

7. 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

（保険料の振替貸付）

第31条 保険料が第20条（保険料払込の猶予期間）第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月未満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

- ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第5項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
 - (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金額（認知症診断保険金特則の解約払戻金額を含みます。）。ただし、保険契約の型がⅢ型の場合で、終身生活介護年金支払開始日以後は前条第2項に定める保険契約の型を変更するときに支払う解約払戻金額（認知症診断保険金特則の解約払戻金額を含みます。）とします。
 - (2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－4）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

- ④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
- (1) 会社所定の利率で計算します。
 - (2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
 - (3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。
- ⑤ さらに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元利金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
 - (2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。
- ⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- (1) 保険契約または特則が消滅したとき
 - (2) 基本介護年金額等を減額したとき
 - (3) 保険契約の型を変更したとき
 - (4) 第1回の終身生活介護年金または第1回の終身認知症治療年金の支払事由が生じたとき。ただし、元利金が第1回の終身生活介護年金または第1回の終身認知症治療年金の金額（保険契約の型がⅢ型の場合で、第1回の終身生活介護年金と第1回の終身認知症治療年金が同時に支払われるときは、それらの金額を合計した金額）をこえるときは、終身生活介護年金または終身認知症治療年金の一括前払による取扱とします。

（保険契約者に対する貸付）

- 第32条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。
- (1) 第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金額（認知症診断保険金特則の解約払戻金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額。ただし、保険契約の型がⅢ型の場合で、終身生活介護年金支払開始日以後は第30条（保険契約の型の変更）第2項に定める保険契約の型を変更するときに支払う解約払戻金額（認知症診断保険金特則の解約払戻金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額。
 - (2) さらに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
- ② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－5）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
- ④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
- (1) 保険契約または特則が消滅したとき
 - (2) 基本介護年金額等を減額したとき
 - (3) 保険契約の型を変更したとき
 - (4) 第1回の終身生活介護年金または第1回の終身認知症治療年金の支払事由が生じたとき。ただし、元利金が第1回の終身生活介護年金または第1回の終身認知症治療年金の金額（保険契約の型がⅢ型の場合で、第1回の終身生活介護年金と第1回の終身認知症治療年金が同時に支払われるときはそれらの金額を合計した金額）をこえるときは、終身生活介護年金または終身認知症治療年金の一括前払による取扱とします。
- ⑤ 前条および本条による貸付金の元利合計額が、第28条（解約払戻金）に定める解約払戻金額（認知症診断保険金特則の解約払戻金額を含みます。）をこえたときは、保険契約は効力を失います。
- ⑥ 前項のほか、保険契約の型がⅢ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後はつぎのとおり取り扱います。
- (1) 前条および本条による貸付金の元利合計額が第30条（保険契約の型の変更）第2項第2号に定める、保険契約の型をⅠ型に変更する場合に支払う解約払戻金額（認知症診断保険金特則の解約払戻金額を含みます。）をこえたときは保険契約は効力を失います。
 - (2) 終身生活介護年金部分については、前号の規定を適用しません。
- ⑦ つぎの各号の場合、新たな本条による貸付は取り扱いません。
- (1) 保険契約の型がⅠ型の場合
終身生活介護年金支払開始日以後
 - (2) 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合
終身認知症治療年金支払開始日以後

8. 保険契約者または死亡給付金等受取人の変更

（保険契約者の変更）

- 第33条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表（②－6）に定める書類を会社の

本店または会社の指定した場所に提出してください。

- ③ 保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

（死亡給付金等受取人の変更）

第34条 保険契約者は、死亡給付金等の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡給付金等受取人を変更することができます。

- ② 前項の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、変更後の受取人が被保険者の相続人である場合を除きます。
- ③ 死亡給付金等受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金等受取人とします。
- ④ 前項の規定により死亡給付金等受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金等受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金等受取人を死亡給付金等受取人とします。
- ⑤ 第3項および前項により死亡給付金等受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑥ 死亡給付金等受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。
- ⑦ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社に変更前の死亡給付金等受取人に死亡給付金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金等受取人から死亡給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑧ 保険契約の型がⅠ型またはⅡ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後または終身認知症治療年金支払開始日以後においては本条の「保険契約者」を「年金受取人」と読み替えます。
- ⑨ 保険契約の型がⅢ型の場合、終身認知症治療年金支払開始日以後においては本条の「保険契約者」を「年金受取人」と読み替えます。

（遺言による死亡給付金等受取人の変更）

第35条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡給付金等受取人の変更をすることができます。

- ② 前項の受取人の変更は、前条第2項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。
- ③ 本条による死亡給付金等受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表（②－7）に定める書類を会社に提出してください。
- ⑤ 保険契約の型がⅠ型またはⅡ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後または終身認知症治療年金支払開始日以後においては本条の「保険契約者」を「年金受取人」と読み替えます。
- ⑥ 保険契約の型がⅢ型の場合、終身認知症治療年金支払開始日以後においては本条の「保険契約者」を「年金受取人」と読み替えます。

9. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第36条 保険契約の型がⅠ型またはⅢ型の場合、会社は、第1回の終身生活介護年金の支払事由発生前に、総則別表14に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の第1回の終身生活介護年金の支払事由を変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
- （1）第2項の支払事由の変更を承諾する方法
- （2）支払事由の変更日の前日にこの保険契約を解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第2号の方法を指定されたものとみなします。

10. 責任開始期前の器質性認知症該当による無効および型の変更

（責任開始期前の器質性認知症該当による無効）

第37条 保険契約の型がⅡ型の場合、この保険契約の締結または復活の際に、終身認知症治療年金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合には、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社はこの保険契約を無効とします。この場

合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) すでに払い込まれた保険料は、つぎに定めるところにより取り扱います。

ア. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

イ. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。

(2) 本条の適用がある場合には、つぎの規定は適用しません。

ア. 第24条（告知義務違反による解除）

イ. 第26条（重大事由による解除）

(3) この保険契約の責任開始期の属する日から起算して5年以内に、終身認知症治療年金の支払事由が生じなかった場合には、会社は本項の規定による無効を適用しません。この場合、責任開始期の属する日から起算して5年を経過した後に終身認知症治療年金の支払事由が生じたときには、その器質性認知症は責任開始期以後に該当したものとみなします。

（責任開始期前の器質性認知症該当による型の変更）

第38条 保険契約の型がⅢ型の場合、この保険契約の締結または復活の際に終身認知症治療年金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合には、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社はこの保険契約の型をⅠ型に変更します。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) すでに払い込まれた終身認知症治療年金部分に対する保険料は、つぎに定めるところにより取り扱います。

ア. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。

イ. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。

(2) 本条の適用がある場合には、第30条（保険契約の型の変更）第2項に定める保険契約の型を変更するときに支払う解約払戻金は支払いません。

(3) 本条の適用がある場合には、終身認知症治療年金部分について、つぎの規定は適用しません。

ア. 第24条（告知義務違反による解除）

イ. 第26条（重大事由による解除）

(4) この保険契約の責任開始期の属する日から起算して5年以内に、終身認知症治療年金の支払事由が生じなかった場合には、会社は本項の規定による保険契約の型の変更を適用しません。この場合、責任開始期の属する日から起算して5年を経過した後に終身認知症治療年金の支払事由が生じたときには、その器質性認知症は責任開始期以後に該当したものとみなします。

11. 初回年金割増特則

（初回年金割増特則）

第39条 保険契約者は、保険契約の締結の際に、会社の承諾を得て、この特則を付加することにより、第1回の終身生活介護年金または第1回の終身認知症治療年金の支払金額を割り増すことができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約の型がⅠ型またはⅢ型の場合、保険契約者は、保険契約の締結の際に、会社所定の範囲内で基本介護年金額に対する割増率を指定してください。

(2) 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、保険契約者は、保険契約の締結の際に、会社所定の範囲内で基本認知症年金額に対する割増率を指定してください。

(3) この特則を付加した場合、第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、第1回の終身生活介護年金の支払金額を「基本介護年金額×（1＋基本介護年金額に対する割増率）」と読み替えて適用します。

(4) この特則を付加した場合、第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、第1回の終身認知症治療年金の支払金額を「基本認知症年金額×（1＋基本認知症年金額に対する割増率）」と読み替えて適用します。

(5) 第1号および第2号の規定により指定した割増率の変更は取り扱いません。

(6) この特則のみの解約は取り扱いません。

(7) 第9条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金および死亡給付金の支払方法の選択）の規定により、終身生活介護年金または終身認知症治療年金の分割払を選択する場合、この特則による割増部分は含みません。

認知症診断保険金特則

（特則の付加）

第1条 保険契約の型がⅡ型またはⅢ型の場合、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

（特則の認知症責任開始日）

第2条 この特則の認知症責任開始日は、本則の契約日から起算して90日を経過した日の翌日とします。

② この特則について復活が行われた場合のこの特則の復活の際の責任開始期は、本則の復活の際の責任開始期と同時とします。ただし、前項に定める特則の認知症責任開始日の前日までにこの特則の復活が行われた場合には、この特則の復活の際の認知症責任開始日は、前項に定める特則の認知症責任開始日と同じ日とします。

（認知症診断保険金および死亡給付金の支払）

第3条 この特則において支払う認知症診断保険金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
認知症診断保険金	被保険者が認知症責任開始日（ただし、認知症責任開始日後に復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後、認知症責任開始日前を含めて初めて器質性認知症（総則別表33）に該当し、器質性認知症と医師によって診断確定されたとき（総則別表33）	認知症診断保険金額	被保険者
死亡給付金	被保険者が死亡したとき	別表3に定める金額	死亡給付金等受取人

② 認知症診断保険金の支払事由に該当した時の死亡給付金の支払金額が認知症診断保険金額を上回るときは、死亡給付金の支払金額から認知症診断保険金額を差し引いた金額を認知症診断保険金額に加算して支払います。

（認知症診断保険金および死亡給付金の免責事由）

第4条 つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、認知症診断保険金または死亡給付金を支払いません。

名称	免責事由
認知症診断保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱
死亡給付金	(1) 責任開始期の属する日から起算して2年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金等受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

（認知症診断保険金および死亡給付金の支払に関する補則）

第5条 この特則は、認知症診断保険金または死亡給付金（以下「認知症診断保険金等」といいます。）を支払った場合には、その認知症診断保険金等の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

② 認知症診断保険金支払われたことにより、この特則が消滅した場合には、会社の定めるところによりまだ保険料期間の到来していない将来の保険料をこの特則部分を除外したものに改め、保険契約者に通知します。

③ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または器質性認知症と医師に診断確定された場合でも、その原因により死亡または器質性認知症と医師に診断確定された被保険者の数の増加が、この特則の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、認知症診断保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

- ④ 保険契約者が法人の場合、第3条（認知症診断保険金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、認知症診断保険金の受取人は保険契約者とします。
- ⑤ 死亡給付金を支払う前に認知症診断保険金の請求を受け、認知症診断保険金が支払われるときは、会社は、死亡給付金を支払いません。
- ⑥ 認知症診断保険金の支払事由発生後、認知症診断保険金の請求前に死亡給付金の請求を受け、死亡給付金が支払われる場合、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 死亡給付金の支払後に認知症診断保険金の請求を受けても、会社は、認知症診断保険金を支払いません。
- (2) 第3条（認知症診断保険金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、死亡給付金の支払金額は、第3条（認知症診断保険金および死亡給付金の支払）に定める認知症診断保険金額（第3条（認知症診断保険金および死亡給付金の支払）第2項の認知症診断保険金に加算して支払う金額を加算します。）とします。

（特則を付加した場合の取扱）

第6条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、この保険契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

- ② この特則のみの解約および認知症診断保険金額のみの減額を取り扱いません。
- ③ 本則の基本認知症年金額が減額されたときは、この特則の認知症診断保険金額は同じ割合で減額されるものとします。
- ④ 本則の保険契約の型がⅢ型からⅠ型に変更される場合、第7条（解約払戻金）に定める解約払戻金を保険契約者に支払い、この特則は消滅します。
- ⑤ 認知症診断保険金等の請求等については、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 認知症診断保険金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その請求をしてください。

認知症診断保険金等の名称	請求書類別表の番号
認知症診断保険金	(①－20)
死亡給付金	(①－1)

- (2) 認知症診断保険金等の支払時期および支払場所については、本則第10条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- ⑥ この特則の締結または復活の際に、認知症診断保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項に被保険者が該当していた場合または被保険者が告知の時からこの特則の認知症責任開始日の前日までに器質性認知症と診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社はこの特則を無効とします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) すでに払い込まれたこの特則部分に相当する保険料は、つぎに定めるところにより取り扱います。
- ア. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
- イ. 告知の際、被保険者が器質性認知症に該当していた事実を保険契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
- ウ. 告知の時から認知症責任開始日前までに被保険者が器質性認知症と診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- (2) 本項の適用がある場合には、本則のつぎの規定は適用しません。
- ア. 第24条（告知義務違反による解除）
- イ. 第26条（重大事由による解除）
- (3) 認知症責任開始日から起算して5年以内に、認知症診断保険金の支払事由が生じなかった場合には、会社は本項の規定による無効を適用しません。この場合、認知症責任開始日から起算して5年を経過した後に認知症診断保険金の支払事由が生じたときには、その器質性認知症は認知症責任開始日以後に該当したものとみなします。
- ⑦ この特則に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き本則の規定を準用します。

（解約払戻金）

第7条 この特則部分の解約払戻金については、本則第28条（解約払戻金）の規定を準用します。

別表1 死亡給付金額

本則第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）第1項第1号に定める死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

（1）保険料払込期間中

$$\text{（終身生活介護年金部分に対する月払保険料）} \times \text{（保険料の払込回数）}$$

（注）

1. 上記の月払保険料は、口座振替扱保険料率によります。
2. 基本介護年金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基本介護年金額であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

（2）保険料払込期間満了後

前号の金額と終身生活介護年金部分の責任準備金のいずれか大きい金額と同額

別表2 死亡給付金額

本則第3条（終身生活介護年金、終身認知症治療年金、死亡一時金および死亡給付金の支払）第1項第2号に定める死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

（1）保険料払込期間中

$$\text{（終身認知症治療年金部分に対する月払保険料）} \times \text{（保険料の払込回数）}$$

（注）

1. 上記の月払保険料は、口座振替扱保険料率によります。
2. 基本認知症年金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基本認知症年金額であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

（2）保険料払込期間満了後

前号の金額と終身認知症治療年金部分の責任準備金のいずれか大きい金額と同額

別表3 死亡給付金額

認知症診断保険金特則第3条（認知症診断保険金および死亡給付金の支払）に定める死亡給付金額は、つぎの算式により計算される金額とします。

（1）保険料払込期間中

$$\text{（認知症診断保険金特則に対する月払保険料）} \times \text{（保険料の払込回数）}$$

（注）

1. 上記の月払保険料は、口座振替扱保険料率によります。
2. 認知症診断保険金額の減額がされた場合には、認知症診断保険金特則の締結時から、被保険者の死亡時の認知症診断保険金額であったものとして計算します。
3. 保険料の払込回数については、被保険者が死亡した日を含む保険料期間までに保険料を払い込むべき回数とします。

（2）保険料払込期間満了後

前号の金額と認知症診断保険金特則部分の責任準備金のいずれか大きい金額と同額

別表

(2020年4月1日改定)

1. 不慮の事故

2. 高度障害状態

3. 身体障害状態

※呼称（身体呼称・手指の呼称・足指の呼称）

※（身体）障害図解例

13. 会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態

14. 公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上

24. 薬物依存

30. 器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

たんぽぽプラス【無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）(001)】の場合、適用されることのない「4. ～12.、15. ～23.、25. ～29.、31、32、34」の規定について記載を省略しています。

別表

1. 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は①によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、②の事故は除外します。

① 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、①の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、①の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

② 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

2. 高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

3. 身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ② 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ③ 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 1手の5手指を失ったかもしくは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 10足指を失ったもの
- ⑦ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

2. および3. の備考

① 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

② 眼の障害（視力障害）

- A 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- B 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- C 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

③ 言語またはそしゃくの障害

- A 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ア 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - イ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ウ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- B 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

④ 耳の障害（聴力障害）

- A 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- B 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

⑤ 上・下肢の障害

- A 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- B 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑥ 脊柱の障害

- A 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- B 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

⑦ 手指の障害

- A 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- B 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

⑧ 足指の障害

- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

13. 会社所定の要介護状態、会社所定の要生活介護状態、会社所定の軽度要介護状態

① 「会社所定の要介護状態」とは、つぎのAからCまでのいずれかに該当した場合をいいます。

- A ④に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- B ④に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき
- C ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

② 「会社所定の要生活介護状態」とは、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。

- A ④に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- B ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

③ 「会社所定の軽度要介護状態」とは、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。

- A ④に定める日常生活動作表の項目の1から5のうち1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- B ⑤に定める器質性認知症による会社所定の状態に該当したとき

④ 日常生活動作表

項 目	状 態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立 自分でできる。
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

項 目	状 態
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

- ⑤ 「器質性認知症による会社所定の状態」に該当したとき
器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたときをいいます。

13. ⑤の備考

① 器質性認知症

A 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

B 前Aの「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

ア 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F00
○血管性認知症	F01
○ピック病の認知症	F02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
○ハンチントン病の認知症	F02.2
○パーキンソン病の認知症	F02.3
○ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
○詳細不明の認知症	F03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）中の ・神経系のその他の明示された変性疾患 (ただし、レビー小体（型認知症）（病）にかぎりません。)	G31.8

(注) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

イ 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

② 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受けとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

③ 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのAからCまでのいずれかに該当する場合をいいます。

A 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

B 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

C 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

14. 公的介護保険制度または要介護3以上、要介護2以上および要介護1以上

① 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

② 要介護3以上

「要介護3以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

③ 要介護2以上

「要介護2以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

④ 要介護1以上

「要介護1以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

24. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

30. 器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

① 器質性認知症

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F00
○血管性認知症	F01
○ピック病の認知症	F02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
○ハンチントン病の認知症	F02.2
○パーキンソン病の認知症	F02.3
○ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
○詳細不明の認知症	F03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）中の ・神経系のその他の明示された変性疾患 （ただし、レヴィ小体（型認知症）（病）にかぎりません。）	G31.8

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 器質性認知症による会社所定の状態

「器質性認知症による会社所定の状態」とは、器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたときをいいます。

30. ②の備考

① 器質性認知症と診断確定されたとき

A 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎのAおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

B 前Aの「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

② 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁―意識の程度は動揺しやすい―に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

③ 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのAからCまでのいずれかに該当する場合をいいます。

A 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

B 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

- C 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

① 器質性認知症

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F00
○血管性認知症	F01
○ピック病の認知症	F02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
○ハンチントン病の認知症	F02.2
○パーキンソン病の認知症	F02.3
○ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
○詳細不明の認知症	F03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）中の ・神経系のその他の明示された変性疾患 （ただし、レヴィ小体（型認知症）（病）にかぎりません。）	G31.8

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ⅠCD-10（2013年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

A 「器質性認知症と医師によって診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

B 前Aの「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。



請求書類

(2020年4月1日改定)

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

たんぽぽプラス【無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）】の場合、適用されることのない「2. ～10.、13.、14.、16. ～19.、21.、22.」の規定について記載を省略しています。

② その他の請求に必要な書類

たんぽぽプラス【無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）】の場合、適用されることのない「9.、10.、12.、13.」の規定について記載を省略しています。

③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

たんぽぽプラス【無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）】の場合、適用されることのない「2.、3.、6. ～9.、11.」の規定について記載を省略しています。

※以下の特約については特約条項をご覧ください。

○指定代理請求特約

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目		必要書類
1. 死亡保険金	・ 死亡保険金 ・ 死亡給付金 ・ 普通死亡保険金 ・ ガン死亡保険金 ・ 第1回の遺族年金 ・ 死亡一時金（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険または無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合） ・ 遺族給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・ 第2回以後の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・ 死亡一時金（無配当個人年金保険の場合）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
11. 介護保険金等	・ 介護保険金 ・ 第1回の介護年金 ・ 生活介護保険金 ・ 第1回の生活介護年金 ・ 第1回の終身生活介護年金 ・ 軽度介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、介護保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (5) 介護保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
	・ 第2回以後の介護年金 ・ 第2回以後の生活介護年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・ 第2回以後の終身生活介護年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 終身生活介護年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
12. 保険料の払込免除		(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因として所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを証する書類（公的介護保険制度による要介護認定を受けたことにより請求する場合にかぎります。） (5) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者福祉法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。）

項目		必要書類
		(6) 被保険者の国民年金法にもとづく障害基礎年金の支給要件に該当する所定の状態に該当していることを証する書類（国民年金法にもとづく所定の状態に該当したことにより請求する場合にかぎります。） (7) 被保険者の住民票 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
15. 年金の一括前払・年金の年一括前払		(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
20. 認知症治療保険金等	・ 認知症治療保険金 ・ 認知症治療給付金 ・ 認知症診断保険金 ・ 第1回の終身認知症治療年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、認知症治療保険金等の受取人と同一人の場合は不要） (4) 認知症治療保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・ 第2回以後の終身認知症治療年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 終身認知症治療年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書

- （注） 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項目		必要書類
1. 保険契約の復活		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 解約および解約払戻金		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
3. 保険契約内容の変更	・ 給付金額等の減額 ・ 払済保険への変更 ・ 保険料払込期間の変更 ・ 年金支払開始日の変更 ・ 年金の種類等の変更 ・ 保険契約の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
	・ 年金支払期間の変更	会社所定の請求書
4. 保険料の振替貸付		(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
5. 保険契約者に対する貸付		(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
6. 保険契約者の変更		(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7. 死亡保険金等の受取人もしくは年金受取人の変更 または後継年金受取人もしくは死亡払戻金受取人の 指定および変更		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）の 印鑑証明書 (3) 保険証券または年金支払証書
	遺言による場合	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券または年金支払証書
8. 指定代理請求人の指定および変更		(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11. 給付金等の受取人による保険契約の存続		(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等

事由	給付金等
1. 死亡したこと	・ 死亡保険金 ・ 災害死亡保険金 ・ 死亡給付金 ・ ガン死亡保険金 ・ 普通死亡保険金 ・ 第1回の遺族年金 ・ 死亡一時金 ・ 死亡払戻金 ・ 遺族給付金
4. 会社所定の要介護状態または公的介護保険制度の要介護3以上に該当したこと	・ 介護保険金 ・ 第1回の介護年金 ・ 生活介護保険金 ・ 第1回の生活介護年金 ・ 第1回の終身生活介護年金 ・ 軽度介護保険金 ・ 第1回の就業不能年金
5. 会社所定の要生活介護状態または公的介護保険制度の要介護2以上に該当したこと	・ 生活介護保険金 ・ 第1回の生活介護年金 ・ 第1回の終身生活介護年金 ・ 軽度介護保険金 ・ 第1回の就業不能年金
10. 器質性認知症による会社所定の状態に該当したこと	・ 介護保険金 ・ 第1回の介護年金 ・ 生活介護保険金 ・ 第1回の生活介護年金 ・ 第1回の終身生活介護年金 ・ 軽度介護保険金 ・ 認知症治療保険金 ・ 認知症治療給付金 ・ 第1回の終身認知症治療年金 ・ 認知症診断保険金 ・ 第1回の就業不能年金

保険組立特約

(2020年4月1日改定)

(この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者が同一である1または2以上の主契約にそれぞれ付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱について定めることを主な内容とするものです。

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加できる主たる保険契約のことをいいます。
指定契約	この特約が付加され指定された保険契約のことをいいます。
締結時指定契約	この特約の締結の際に指定契約に指定された保険契約のことをいいます。
被指定組立特約	締結時指定契約に付加したこの特約のことをいいます。
追加指定契約	被指定組立特約の締結後に指定契約として追加された保険契約のことをいいます。
契約基準日	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
責任開始期・責任開始日	保険契約上の保障を開始する時期のことを「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。
給付金(額)等	主契約の各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金(額)、一時金(額)および年金(額)等を含み、名称の如何を問いません。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、次条の指定契約の資格を満たす1または2以上の主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、保険契約者の申出がある被指定組立特約については同じ取扱を行うものとします。

② 前項の規定によりすでに被指定組立特約を付加した保険契約があり、保険契約者から、新たな主契約の締結の際に指定契約の追加の申出がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 次条の指定契約の資格を満たす新たな主契約に新たなこの特約を付加します。
- (2) 前号の新たなこの特約は、既存の被指定組立特約と同じ取扱をします。

(指定契約の資格)

第3条 指定契約の資格は、つぎのすべての要件を必要とします。

- (1) 会社の定める主契約であること
- (2) 各指定契約の保険契約者が同一であること
- (3) 各指定契約の契約基準日が同一であること
- (4) 各指定契約の第2回以後の保険料の払込方法(経路)は同一であり、払込期月を同一とする払込の要する保険料を合わせて払い込むこと
- (5) 1回に払い込まれる指定契約の保険料の合計額が会社の定める金額以上であること

(指定契約の指定または追加)

第4条 保険契約者は、主契約にこの特約を付加する際、つぎのとおり、指定契約の指定または追加を行うことを要します。

- (1) 被指定組立特約の締結時
指定契約の指定
 - (2) 被指定組立特約の締結後
指定契約の追加
- ② 指定契約の指定または追加を行うときは、保険契約者は、請求書類別表(②-9)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ③ 指定契約の指定または追加が行われたときは、保険契約者に通知します。

(追加指定契約の契約日)

第5条 追加指定契約の契約日は、つぎのとおりとします。

- (1) 追加指定契約の責任開始日と契約基準日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日のことをいい、以下、本条において「基準応当日」といいます。）が異なるとき
追加指定契約の責任開始日の直後に到来する基準応当日
- (2) 追加指定契約の責任開始日と基準応当日が一致するとき
追加指定契約の責任開始日
- ② 追加指定契約の契約基準日は、締結時指定契約の契約基準日と同一とします。
- ③ 追加指定契約の保険期間、保険料払込期間および保険料期間は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険期間および保険料払込期間は、追加指定契約の契約日および契約基準日にもとづいて計算するものとします。
- (2) 保険料期間は、契約基準日を起算日とした締結時指定契約の月ごとの保険料期間と同一期間として取り扱います。
- ④ 追加指定契約の月単位の契約応当日は、基準応当日とします。

（指定契約の保険料の払込）

第6条 月払の各指定契約の第2回以後の保険料は、各指定契約の保険料払込期間中、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 払込期月を同一とするすべての指定契約の保険料を合わせて払い込むことを要します。
- (2) 前号の保険料は、払込を要する指定契約にかぎります。
- ② 保険料の払込期月中または保険料払込の猶予期間中に、各指定契約に定める給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、つぎのとおりとします。
- (1) 給付金等の支払事由が生じた場合
支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引くときまたは未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて差し引くまたは払い込むことを要します。
- (2) 保険料の払込免除事由が生じた場合
未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて払い込むことを要します。
- ③ 指定契約の保険料払込期間中、払込を要する保険料期間が同一のすべての指定契約のうち、一部の指定契約の保険料が払い込まれ、他の指定契約の保険料が払い込まれないときは、払い込まれない指定契約は、その保険料期間の初日に指定契約の撤回が行われたものとします。
- ④ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、払い込まれる指定契約の保険料は、会社の定める方法による保険料の前納により払い込むことを要します。
- (1) 指定契約の保険契約内容の変更が行われたとき
- (2) 指定契約の解約その他の事由により指定契約が消滅したとき
- (3) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき
- (4) 指定契約の撤回が行われたとき
- (5) 指定契約の保険料払込期間が満了したとき
- ⑤ つぎの各号により指定契約の保険料が第3条（指定契約の資格）第5号の要件を満たさなくなる場合、前項第2号の規定に該当するときでも、前納により保険料を払い込むことを要しません。
- (1) 指定契約の被保険者が死亡したとき
- (2) 指定契約が給付金等（満期保険金を除きます。）の支払により消滅したとき
- (3) 指定契約の保険料の払込が免除されたとき
- (4) 指定契約が給付金等の通算支払限度に達したことにより消滅したとき

（指定契約の失効）

第7条 すべての指定契約が効力を失った場合（無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合で、保険契約の型がⅢ型のときに終身生活介護年金支払開始日以後に保険契約が効力を失ったときを含みます。）には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（指定契約の復活）

第8条 前条の規定により効力を失ったすべての指定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 指定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) すべての指定契約を同時に復活することを要します。
- (3) 第1号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。
- ② この特約が失効せずに、一部の指定契約の撤回が行われていない指定契約を復活する場合には、効力を失ったすべての指定契約（指定契約の撤回が行われていない指定契約にかぎります。）を同時に復活することを要します。
- ③ 第1項および前項の場合で、一部の指定契約が復活しないときは、復活しない指定契約は、指定契約の撤回が行われたものとします。

（指定契約の保険料の振替貸付）

第9条 指定契約の保険料の振替貸付を取り扱う場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険料の振替貸付の申出の際、貸付の原資となる指定契約を定めることとします。
- (2) 貸付を受ける指定契約は、払込を要するすべての指定契約とし、すべての指定契約の保険料を合わせて貸し付け、保険料の払込に充当するものとします。

（指定契約の撤回）

第10条 保険契約者は申出により、指定契約について、指定契約の撤回を行うことができます。

- ② 指定契約の撤回を行った保険契約については、撤回以後この特約が付加されていない保険契約として取り扱います。
- ③ 指定契約の撤回を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－9）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- ④ 指定契約の撤回が行われたときは、保険契約者に通知します。

（特約の解約）

第11条 すべての指定契約について、指定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

（特約の解約払戻金）

第12条 この特約には、解約払戻金はありません。

（特約の消滅）

第13条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

- (1) すべての指定契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (2) すべての指定契約について、指定契約の撤回が行われたとき

（保険契約者の変更）

第14条 指定契約の保険契約者を変更する場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) すべての指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- (2) 保険契約者が申し出た指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
- ② 前項第2号の規定による変更後の指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 付加されているこの特約については、同じ取扱を行います。
 - (2) 変更後の指定契約は、第3条（指定契約の資格）の要件を満たすことを要します。

（契約者配当金）

第15条 この特約には、契約者配当金はありません。

（追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱）

第16条 追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの期間（以下本条において「特別期間」といいます。）におけるその追加指定契約については、本条の規定を適用して取り扱います。

- ② 特別期間中に追加指定契約の給付金等の支払事由が生じた場合、その追加指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
 - (2) 第5条（追加指定契約の契約日）の規定は適用しないものとし、第3条（指定契約の資格）の要件を満たしたものとします。
- ③ 特別期間中、会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
- ④ 特別期間中に追加指定契約を解約するときは、その追加指定契約の解約払戻金額は、追加指定契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第2項の規定に該当する追加指定契約は除きます。

（指定契約が更新される場合の取扱）

第17条 指定契約が更新されるときは、この特約も同時に更新されます。

- ② 前項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ③ 更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約条項を適用します。

指定代理請求特約

(2020年4月1日改定)

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

ア. 被保険者が受取人に指定されている保険金

イ. 被保険者が受け取ることとなる保険金

ウ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等または保険料の払込免除の請求時に会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎります。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族

(2) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている前号以外の者

(3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

(4) 第2号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者

② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。

③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

④ 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表1に定める書類を会社に提出してください。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 つぎの各号の場合、指定代理請求人が別表1に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、被保険者の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求することができます。

(1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき

(2) 被保険者と同一人である保険契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき

② 前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前条第1項のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

③ 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

④ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者

(2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者

(3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者

(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

⑤ 指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

(指定代理請求人への解除通知)

第5条 この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定のほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

- (1) 告知義務違反による解除
- (2) 重大事由による解除

（特約を付加した場合の取扱）

第6条 この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

- ② 保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

第7条 この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

第8条 保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人として扱います。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第9条 取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
- (2) 第5条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約を付加した場合の取扱）第3項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、上記の書類（前1. で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

=MEMO=

太陽生命からのお願い

- つぎのようなときには、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。
 - ・ご転居、住所表示変更などのとき
 - ・名義変更（契約者変更、死亡給付金等受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき
- 当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、太陽生命お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。
 - ※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。
- ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。
- 保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。

内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

特に、

1. 終身認知症治療年金などのお支払いについて
2. 保険料のお払い込みの免除について
3. 終身認知症治療年金などをお支払いできない場合などについて
4. 責任開始期について
5. 告知に関する留意事項について
6. クーリング・オフ制度について
7. 効力を失ったご契約の復活について
8. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に関してぜひご理解いただきたいことがらですので、わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、のちほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、
下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター



0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00

土曜・日曜 9:00～17:00

（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

※太陽生命お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、太陽生命におけるお客様に関する情報の取扱については、太陽生命ホームページをご覧ください。



[引受保険会社]



太陽生命保険株式会社

（本社）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>